

# 令和元年 教育委員会

## 第 2 1 回 定例会 議事日程

令和元年 12月10日（火）午後3時

### 第 1 議 案

#### 【 指導課 】

- (1) 議案第26号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第27号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (3) 議案第28号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」

### 第 2 報 告

#### 【 子ども総務課 】

- (1) 令和元年第4回区議会定例会の報告
- (2) 令和2年度 子ども部予算編成方針と主要事業

#### 【 子ども支援課 】

- (1) 令和2年度 区立幼稚園・こども園（短時間）新入園児申込結果【二次選考後】

#### 【 児童・家庭支援センター 】

- (1) 令和2年度 学童クラブ入会募集

### 第 3 その他

#### 【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（12月20日号）掲載事項
- (3) 教育広報かけはし 第120号の発行

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例第27条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第4号</u>又は第7条の適用を受ける職員を除く。）</p> <p>(2)～(12) (現行に同じ)</p> <p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第12号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2) (現行に同じ)</p> <p><u>(3)～(5)</u> (現行に同じ) (給与月額の意義)</p> <p>第10条 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(3)～(7) (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ) (職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)</p> <p>第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。</p>	<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例第27条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第5号</u>又は第7条の適用を受ける職員を除く。）</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前項第2号から第12号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 法第28条第4項の規定により職を失った職員（法第16条第1号に該当して職を失った職員を除く。）</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> (略) (給与月額の意義)</p> <p>第10条 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略) (職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)</p> <p>第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。</p>

<p>(給料月額及び地域手当の意義)</p> <p>第12条 条例第27条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(7) (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ)</p>	<p>(給料月額及び地域手当の意義)</p> <p>第12条 条例第27条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例第30条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（次項第4号又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。）</p> <p>(2)～(12) (現行に同じ)</p> <p>2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第12号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2) (現行に同じ)</p> <p>(3)～(5) (現行に同じ)</p> <p>(勤勉手当基礎額の意義)</p> <p>第9条の2 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(6) (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p>(給与月額の意義)</p> <p>第10条 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこ</p>	<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例第30条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（次項第5号又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。）</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前項第2号から第12号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第28条第4項の規定により職を失った職員（法第16条第1号に該当して職を失った職員を除く。）</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(勤勉手当基礎額の意義)</p> <p>第9条の2 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給与月額の意義)</p> <p>第10条 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日</p>

<p>れらに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(6) (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p>(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)</p> <p>第11条 条例第30条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日(基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日)における別表第3左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。</p> <p>(給料月額及び地域手当の意義)</p> <p>第12条 条例第30条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(6) (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ)</p>	<p>における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)</p> <p>第11条 条例第30条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日(基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日)における別表第3左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。</p> <p>(給料月額及び地域手当の意義)</p> <p>第12条 条例第30条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

議案第28号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後				現 行			
別表第3（第6条関係） 昇格時対応号給表				別表第3（第6条関係） 昇格時対応号給表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
号給	2級	3級	4級	号給	2級	3級	4級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	2	1	1	1
3	1	1	1	3	1	1	1
4	1	1	1	4	1	1	1
5	1	1	1	5	1	1	1
6	1	1	1	6	1	1	1
7	1	1	1	7	1	1	1
8	1	1	1	8	1	1	1
9	1	1	1	9	1	1	1
10	1	1	1	10	1	1	1
11	1	1	1	11	1	1	1
12	1	1	1	12	1	1	1
13	1	1	1	13	1	1	1
14	1	1	2	14	1	1	2
15	1	1	3	15	1	1	3
16	1	1	4	16	1	1	4
17	1	1	5	17	1	1	5
18	1	2	6	18	1	2	6
19	1	3	7	19	1	3	7
20	1	4	8	20	1	4	8
21	1	5	9	21	1	5	9
22	1	6	10	22	1	6	10
23	1	7	11	23	1	7	11
24	1	8	12	24	1	8	12
25	1	9	13	25	1	9	13
26	1	10	14	26	1	10	14
27	1	11	15	27	1	11	15
28	1	12	16	28	1	12	16
29	1	13	17	29	1	13	17
30	1	14	18	30	1	14	18
31	1	15	19	31	1	15	19
32	1	16	20	32	1	16	20
33	1	17	21	33	1	17	21
34	1	18	22	34	1	18	22
35	1	19	23	35	1	19	23

36	1	20	24
37	1	21	25
38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	26	30
43	3	27	31
44	4	28	32
45	5	29	33
46	6	30	34
47	7	31	35
48	8	32	36
49	9	33	37
50	10	34	38
51	11	35	39
52	12	36	40
53	13	37	41
54	14	37	41
55	15	38	42
56	16	38	42
57	17	39	43
58	18	39	43
59	19	40	44
60	20	40	44
61	21	41	45
62	22	42	46
63	23	43	47
64	24	44	48
65	25	45	49
66	26	<u>45</u>	49
67	27	<u>46</u>	50
68	28	<u>46</u>	50
69	29	<u>47</u>	51
70	30	<u>47</u>	51
71	31	<u>48</u>	52
72	32	<u>48</u>	52
73	33	<u>49</u>	53
74	34	<u>50</u>	54
75	35	<u>51</u>	55
76	36	52	56
77	37	53	57
78	38	54	58
79	39	55	59
80	40	56	60
81	41	57	61
82	42	57	62
83	43	58	63
84	44	58	64

36	1	20	24
37	1	21	25
38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	26	30
43	3	27	31
44	4	28	32
45	5	29	33
46	6	30	34
47	7	31	35
48	8	32	36
49	9	33	37
50	10	34	38
51	11	35	39
52	12	36	40
53	13	37	41
54	14	37	41
55	15	38	42
56	16	38	42
57	17	39	43
58	18	39	43
59	19	40	44
60	20	40	44
61	21	41	45
62	22	42	46
63	23	43	47
64	24	44	48
65	25	45	49
66	26	<u>46</u>	49
67	27	<u>47</u>	50
68	28	<u>48</u>	50
69	29	<u>49</u>	51
70	30	<u>49</u>	51
71	31	<u>50</u>	52
72	32	<u>50</u>	52
73	33	<u>51</u>	53
74	34	<u>51</u>	54
75	35	<u>52</u>	55
76	36	52	56
77	37	53	57
78	38	54	58
79	39	55	59
80	40	56	60
81	41	57	61
82	42	57	62
83	43	58	63
84	44	58	64

85	45	59	65
86	46	59	<u>65</u>
87	47	60	<u>66</u>
88	48	60	<u>66</u>
89	49	61	<u>67</u>
90	50	62	<u>67</u>
91	51	63	<u>68</u>
92	52	64	<u>68</u>
93	53	65	<u>69</u>
94	54	<u>65</u>	<u>70</u>
95	55	<u>66</u>	<u>71</u>
96	56	<u>66</u>	72
97	57	<u>67</u>	73
98	58	<u>67</u>	74
99	59	<u>68</u>	75
100	60	<u>68</u>	76
101	61	<u>69</u>	77
102	61	<u>70</u>	78
103	62	<u>71</u>	79
104	62	72	80
105	63	73	81
106	63	74	82
107	64	75	83
108	64	76	84
109	65	77	85
110	65	78	85
111	66	79	86
112	66	80	86
113	67	81	87
114	67	82	
115	68	83	
116	68	84	
117	69	85	
118	69	<u>85</u>	
119	70	<u>86</u>	
120	70	<u>86</u>	
121	71	<u>87</u>	
122	71	<u>87</u>	
123	72	<u>88</u>	
124	72	<u>88</u>	
125	73	<u>89</u>	
126	73	<u>90</u>	
127	<u>73</u>	<u>91</u>	
128	74	92	
129	<u>74</u>	93	
130	<u>74</u>		
131	<u>75</u>		
132	<u>75</u>		
133	<u>75</u>		

85	45	59	65
86	46	59	<u>66</u>
87	47	60	<u>67</u>
88	48	60	<u>68</u>
89	49	61	<u>69</u>
90	50	62	<u>69</u>
91	51	63	<u>70</u>
92	52	64	<u>70</u>
93	53	65	<u>71</u>
94	54	<u>66</u>	<u>71</u>
95	55	<u>67</u>	<u>72</u>
96	56	<u>68</u>	72
97	57	<u>69</u>	73
98	58	<u>69</u>	74
99	59	<u>70</u>	75
100	60	<u>70</u>	76
101	61	<u>71</u>	77
102	61	<u>71</u>	78
103	62	<u>72</u>	79
104	62	72	80
105	63	73	81
106	63	74	82
107	64	75	83
108	64	76	84
109	65	77	85
110	65	78	85
111	66	79	86
112	66	80	86
113	67	81	87
114	67	82	
115	68	83	
116	68	84	
117	69	85	
118	69	<u>86</u>	
119	70	<u>87</u>	
120	70	<u>88</u>	
121	71	<u>89</u>	
122	71	<u>89</u>	
123	72	<u>90</u>	
124	72	<u>90</u>	
125	73	<u>91</u>	
126	73	<u>91</u>	
127	<u>74</u>	<u>92</u>	
128	74	92	
129	<u>75</u>	93	
130	<u>75</u>		
131	<u>76</u>		
132	<u>76</u>		
133	<u>77</u>		



134	<u>76</u>		
135	<u>76</u>		
136	<u>76</u>		
137	<u>77</u>		
138	<u>77</u>		
139	<u>78</u>		
140	<u>78</u>		
141	<u>79</u>		
142	<u>79</u>		
143	<u>80</u>		
144	<u>80</u>		
145	<u>81</u>		
146	<u>81</u>		
147	<u>82</u>		
148	<u>82</u>		
149	<u>83</u>		
150	<u>83</u>		
151	<u>84</u>		
152	<u>84</u>		
153	<u>85</u>		
154	<u>86</u>		
155	<u>87</u>		
156	88		
157	89		
158	<u>89</u>		
159	<u>90</u>		
160	<u>90</u>		
161	<u>91</u>		
162	<u>91</u>		
163	<u>92</u>		
164	<u>92</u>		
165	<u>93</u>		
166	<u>94</u>		
167	<u>95</u>		
168	96		
169	97		

134	<u>77</u>		
135	<u>78</u>		
136	<u>78</u>		
137	<u>79</u>		
138	<u>79</u>		
139	<u>80</u>		
140	<u>80</u>		
141	<u>81</u>		
142	<u>81</u>		
143	<u>82</u>		
144	<u>82</u>		
145	<u>83</u>		
146	<u>83</u>		
147	<u>84</u>		
148	<u>84</u>		
149	<u>85</u>		
150	<u>85</u>		
151	<u>86</u>		
152	<u>86</u>		
153	<u>87</u>		
154	<u>87</u>		
155	<u>88</u>		
156	88		
157	89		
158	<u>90</u>		
159	<u>91</u>		
160	<u>92</u>		
161	<u>93</u>		
162	<u>93</u>		
163	<u>94</u>		
164	<u>94</u>		
165	<u>95</u>		
166	<u>95</u>		
167	<u>96</u>		
168	96		
169	97		

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

令和元年第4回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

共産	木村 正明 議員	代表質問	2
質問要旨	<p>質問要旨 情報公開と住民参加で住民自治の前進を ( (仮称) 四番町公共施設整備を事例に)</p> <p>1 H27年夏、まちづくり担当部長が保育園・児童館の仮園舎用地について、延長の協議を行った。その際の日本テレビの担当責任者とは、再開発事業責任者か？</p> <p>2 当初の計画より、さらに約2年間の工期延長が必要になった。使用貸借期間の延長を申し入れたか？</p> <p>3 四番町公共施設は区民の共有財産である。施設整備計画は住民に説明をつくすこと、そのうえで住民の合意を踏まえること、この2点を強く求める。</p> <p>4 四番町公共施設整備に関する区の計画を住民に一方的に押し付けるのはやめてほしい。職員が住民への奉仕者としてみんなが笑顔になれる仕事となるようにしてほしい。</p>		
答弁者	子ども部長		

木村議員のご質問のうち、(仮称)四番町公共施設整備を事例にした、情報公開と住民参加で住民自治の前進を図ることについて、お答えいたします。

●四番町公共施設計画について、隣接する2施設の一括建替えへ計画変更を進めるに当たり、保育園・児童館仮園舎用地の使用期間延長の協議・相談を平成27年8月～9月に行っております。その際の交渉担当者は、当時、区営住宅所管であるまちづくり担当部長が行い、日本テレビ側は総務部門の担当責任者にご対応いただきました。

●次に、仮園舎用地の使用貸借期間延長を申し入れたかについてのお尋ねですが、11月11日にご理解いただけるよう延長を申し入れてまいりました。

●次に、建築計画の早期周知条例に基づく説明会についてですが、10月10日に開催したところです。その際、様々な意見が出されたましたが、計画に関しては、議会において特別委員会が設置され、2年間にわたり複数の陳情審査を含め十分な審議がなされ、さらには、パブコメを通じて意見集約を行い、また、施設利用者の方々・住宅にお住まいの方々へは、それぞれ説明とともにご意見を伺ってまいりました。引き続き、多様なご意見・ご要望に耳を傾けながら、進めてまいります。

早期周知条例に基づく説明会は、そうしてできあがった建替え計画を当該敷地に隣接するの方々へご説明する趣旨で開催されるものでございます。今後とも、近隣にお住まいの方々のそれぞれの事情に応じて丁寧に対応してまいります。

●次に、公共施設整備の進め方についてですが、区民福祉の向上に向け、区民の理解を得ながら進めてまいります。

公明	米田 かずや 議員	代表質問	3
質問要旨	<p>質問要旨</p> <p>1、保育園に関する事務の効率化とサービスについて (1) 保育園の事務量と関連するサービスの提供にあたっての業務量増加に対する体制についての現状と課題 (2) 入園審査や補助金等にAI、RPAを取り入れてはどうか</p>		

	(3) 保育園の登園管理等にICTシステム等を活用してはどうか (4) システムの導入にあたっての十分な職員体制が必要
答弁者	子ども部長

米田議員の保育に関する事務の効率化とサービスについてのご質問にお答えいたします。

まず、業務量増加に対する体制についての現状と課題についてですが、本区は増大する保育需要に応えるため、新たな私立保育所を毎年開設するとともに、保育士奨学金返済支援補助など、保育事業者の人材確保を支援する区独自の補助を数多く実施してきました。

そのため、事業者への補助金交付事務が質、量ともに年々拡大している状況です。

また、就学前人口の増加にともなって、保育園の入園事務、保護者からの相談、問い合わせ等も大変増えています。子育て世代の親のニーズは多様化しており、各家庭状況に見合った的確なサービスを提供するために、窓口対応に勤務時間の多くを費やす状況です。

そのため、その他の事務は時間外に処理せざるを得ず、職員に負担が生じており、その削減に向けた業務改善が必要となっていることが課題です。

次に、事務改善に伴うAIやRPA等の導入に関してですが、4月入園に係る12月ひと月にわたる申し込み期間が終わると入所選考に移ります。

職員による入所選考は1か月程度を要し、入園申請から結果が出るまで、ほぼ手作業により2か月かかります。

AI等のプログラムを使えば、一般的にはマッチング作業は数分と言われており、導入すれば本区においても相当の効果が見込まれます。

また、補助金交付事務においても、必ず入力を要する項目への漏れや論理的に不自然な数字の入力値の確認など、多くの点で事務の効率化が図れると考えます。

次に、保育園でのICTシステムの活用についてですが、保育計画の作成、保護者への連絡事項の記録、行事の準備等、保育に関連する事務的業務が数多くあります。これらの中から、ICTシステム等を活用して登園管理、保育記録作成等を行うことにより、本来職員が行うべき仕事が充実できると考えます。

最後に、システム導入にあたっては十分な職員体制で行うことが肝要とのご指摘ですが、導入にあたってAIの正確さを検証することが必要であり、入所選考では手作業の選考と突合する作業も必要と考えます。

また、ICTシステムの活用についても、保育士のシステムへの習熟とともに、保護者への周知と協力が不可欠となります。

これらの想定される業務は、一時的には業務量の増加をもたらすことはご指摘のとおりです。

それらの導入に向けて既に着手しており、実証実験による課題を解消し、本格導入するまでの過程において、万全を期してまいります。

公明	大串 ひろやす 議員	一般質問	3
質問要旨	1 子ども支援、子育て支援、保育・教育、母子保健などを含めたいじめや虐待防止対策の全体構想について 2 子どもの権利の普及・啓発と教育について 3 中学生版の「共育ビジョン」の作成について 4 子どもの権利擁護機関の設置と条例制定について		
答弁者	教育長・子ども部長		

(教育長)

大串議員の子どもの権利擁護機関の設置と条例制定に関するご質問にお答えいたします。

委員ご指摘のように、全国では、児童虐待の件数は急増し、残念ながら、痛ましい事件も頻発しております。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」大きく分けてこの4つを守るように定めています。子どもたちは、大人への成長する過程での保護や配慮が必要であり、子どもならではの権利を有するとともに、大人と同じように一人の人間としての権利も有しています。このことを前提に、地域全体で子どもたちを育てていく必要があるということについては、私も議員と同じ認識であります。

昨今の子どもたちを取り巻く環境の変化や児童虐待・いじめ問題など様々な状況を鑑み、子どもの権利を擁護し、救済等が必要な場合には、調査・調整を行う第三者機関の設置を含め、子どもの権利に関する条例の制定について、検討を始める時期に来ていると認識しております。本区の実情を踏まえ、鋭意検討を進めてまいります。

(子ども部長)

大串議員のいじめや虐待防止対策の全体構想、子どもの権利についての普及・啓発と教育、中学生版「共育ビジョン」に関するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、区として子ども支援から母子保健までも射程に入れた全体構想を示していくことは重要であり、求められるものと認識しております。

このため、これまでは、児童・家庭支援センター、保健所、学校、幼稚園・保育園、警察等の関係機関を構成員とする要保護児童対策地域協議会を中心にして、虐待防止マニュアルの共有や子どもの権利の普及啓発に努めているところです。

今後は、児童相談所のみならず、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」機能を有する(仮称)子ども総合サポートセンター構想を中心に、子どもたちの命と権利を区全体で守れるよう、引き続き、鋭意検討してまいります。

区では、本年3月、子ども版「共育ビジョン」を作成し、小学校4年生以上の区立小中学校の児童・生徒に配布いたしました。配布に際しては、学校現場において道徳の授業等での活用をお願いし、今後、新4年生に対して、継続的に配布し、様々な形で活用を進め、子どもたちに自分たちの権利について、理解を深めてもらおうと考えております。

ご指摘のとおり、子どもの権利については、社会全体での認識が深まることが非常に重要であります。学校現場以外での取り組みにつきましても、ご提案いただきました親子で学ぶ機会など、教育委員会だけでなく、人権という視点から区長部局とも連携して、検討を進めてまいります。

また、中学生版「共育ビジョン」の作成につきましては、中学生から「子ども版共育ビジョン」のデザインや教材としての活用について意見を聞き、中学生が自分たちの共育ビジョンと感じられる冊子とはどのようなものか研究し、検討を進めてまいります。

都ファ	小野 なりこ 議員	一般質問	5
質問要旨	未来の共生社会に必要な教育について 1 個人の事情を持ちながら学べる教育のあり方と具体についての考え 2 障がいと個性と捉え自然な関わりに繋がる機会の創出と今後の方向性、現段階で検討中の具体策		
答弁者	教育担当部長		

小野議員の「未来の共生社会に必要な教育」に関するご質問についてお答えします。はじめに未来を担う子ども達が個人の事情を持ちながら学べる教育の在り方についてです。

すべての子どもは、それぞれが持つ個人の事情に関わらず、違う個性をもった唯一無二の存在です。本区では、一人ひとりそれぞれの可能性を見出し、それを最大限に伸ばしていく教育に努めています。

小学校では次年度から新しい学習指導要領が実施されます。今回の学習指導要領の改訂は、社会の変化が激しく、未来の予測が困難な時代の中で、子ども達が変化を前向きに受け止めていくことができるようにするためのものです。

この新しい学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を重要視しています。これは、まさに一人ひとりの子ども達の個性や理解度、特性、興味関心等に応じた細やかな学びを目指すものです。

また、現在でも教科によっては到達度に応じた習熟度別の授業を行うなど、理解度に応じた授業を行っているところです。

さらに障がい等を有する子どもについては、生活する地域において適切な教育の機会を確保できるよう、通級による指導、特別支援学級やことばの教室といった、多様な教育の場を設け、一人ひとりに応じた指導を行っています。

このように本区では、子ども達一人ひとりが個々の能力を発揮し、主体的に学ぶ教育を推進しております。

次に、障がいを個性と捉え、自然な関わりに繋がる機会の必要性についてです。

本区では、「共育大綱」及び「共育ビジョン」においてお示ししているように、すべての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子どもを育て、また、自らも育っていく「共育」を次世代育成施策及び教育振興施策の基本理念として参りました。まさに障がいのある者も障がいのない者も自然に関わっていく共生社会の実現を、子ども達への教育の大きな目標としてきました。

例えば、特別支援学級といった特別な場で学習している場合においても、交流及び共同学習を推進し、自然な関わりに繋げ、障がいのある子どもも障がいのない子どもも、共に共生社会の形成者として育成を図っています。

今後も教育委員会では、各校・園が子ども達の多様性を認め、障がいの有無やその他の個人の事情やそれぞれの個性に関わらず、自然な関わりの中で個々の能力を伸ばしていけるよう引き続き支援をしてまいります。

共産	牛尾 こうじろう 議員	一般質問	7
質問要旨	学校給食費の無償化の実施を求める。 就学援助の認定基準及び支出項目の拡充を求める。		
答弁者	教育担当部長		

牛尾議員のご質問のうち、初めに学校給食費の無償化に関してお答えいたします。学校給食費につきましては、学校給食法の定めにより、食材費は給食の提供を受ける児童・生徒の保護者にご負担いただいておりますが、調理等に関する諸経費は、区が全額負担しております。

また、平成 29 年度からは、全児童・生徒の保護者を対象に、1 食当たり小学校で 10 円、中学校で 15 円の補助を行っており、他区に比べて食材費が高い本区の実態に対応した負担軽減を行っております。

子育て世代の経済的負担感の解消は、子どもに関する施策全体の中で考えるべきも

のという認識であり、学校給食費の無償化を実施する予定はございません。

次に就学援助に関してですが、本区では他の自治体と比べて就学援助制度全体として手厚い助成制度となっております。

支給内容では学用品・通学用品費や就学旅行参加費等の負担の重い項目は、23区でもトップクラスの助成額となっております。また、入学に向けた諸準備への保護者負担軽減のため、入学前の3月に入学準備金を支給しておりますし、公立学校のみならず、私立学校に通う児童・生徒も、就学援助の支給対象とするなど就学援助の充実を図ってきたところです。

就学援助制度は、公平性や社会的妥当性などの観点を踏まえて実施するものであり、これらの観点から現行の所得基準や項目は適正なものと考えております。

紡ぐ会	長谷川 みえこ 議員	一般質問	8
質問要旨	①（仮称）子ども総合サポートセンターの事業内容について、いつまでに考えをまとめ、候補地の選定をどのように考えているか。専門職の研修に何年かかり、施設整備目標を何年度とするのか。		
答弁者	子ども部長		

長谷川議員の（仮称）子ども総合サポートセンターの設置検討に関するご質問にお答えいたします。

●（仮称）子ども総合サポートセンター構想については児童相談所と併せて、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」をはじめ、子育て支援を一体的に提供する総合サポートセンターの設置を検討しております。

現在、その機能案や子育て世代包括支援センターの情報連携等について関係部署間で協議を進めているところでございます。

また、児童相談所は児童虐待の相談機関として相談援助活動を行いますが、その重要な機能のひとつとして、児童の一時保護所への入所による一時保護機能があります。

このため、児童相談所の設置に向けて、一時保護所の併設も検討する場合、その候補地については一定規模以上のまとまった敷地面積が求められるため、区内で適地があるかどうか、鋭意検討中です。

●また、児童相談所は高度な専門機関であることから、専門性のある人材の確保は不可欠です。

そこで、専門職の人材育成については最低でも三年は現場の相談業務等を経験する必要があると考えます。

このため、児童相談所の整備については、令和6年度以降となるものと考えております。

●いずれにしましても、区民に身近な基礎的自治体である区が支援を行うことで、すべての子どもたちを虐待から守り、健やかに育つ権利を実現することができるよう、引き続き努力してまいります。

立憲	岩佐 りょう子 議員	一般質問	9
質問要旨	子ども達のオリンピック・パラリンピック観戦について ①親の就労状況に関わらず同じように観戦できる機会を提供できるようにしてはいかがか？ ②観戦を希望する園については必要な体制整備支援をしてはいかがか？ ③交通安全対策、熱中症対策をはじめとする各種対策に万全を期すこ		

	とを求める。
答弁者	教育担当部長

岩佐議員の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における子ども達の観戦についてのご質問にお答えいたします。

東京 2020 大会における子ども達の観戦機会の提供についてですが、都内の小学校、中学校、高等学校等に通う子ども達及び幼稚園、こども園に通う 5 歳児については、東京都が実施する学校連携観戦チケット事業により、学校単位で直接観戦する機会が提供されます。

また、これらの事業の対象とならない保育園に通う 5 歳児についても、東京都では観戦機会の提供を行っています。本区では、公立園、私立園を問わず、観戦を希望する園が観戦機会を利用できるよう必要な支援を行って参ります。

次に、観戦時の交通安全対策、熱中症対策についてです。

子ども達が競技を観戦するにあたっては、夏の暑さや交通機関の混雑など様々な面での対応が必要となることが予想されます。現状では、未確定な部分も多く、具体的な対応については、今後詳細に検討を進めていくこととなりますが、教育委員会としましては、子ども達が安全に観戦できるよう、学校・園、また東京都とも連携を強化し、東京都から示されている基準を遵守しつつも教職員の負担にも配慮しながら、子ども達の安全確保に努めて参ります。

声	小枝 すみ子 議員	一般質問	10
質問要旨	<p>1 幼稚園で定員を超えた場合の対応について</p> <p>(1) 子どもの順位づけはどうしているのか</p> <p>(2) 担当レベルの苦勞について</p> <p>(3) 定員を超えている幼稚園に対する認識</p> <p>(4) 対応が遅れすぎではないか</p> <p>2 人口増に伴う学校不足等について</p> <p>(1) 麴町小設置時はどのような見通しで建設されたのか？その後、どのような種類の教室を廃止閉鎖もしくは転用し対応したのか？年次を追って具体的にお答えください。</p> <p>今後さらに教室に転用できる部屋は残っているのか？</p> <p>(2) 九段小学校も既に黄色から赤信号になりつつある。和泉小学校も 12 クラスがすでに満杯。実態は把握しているか？</p> <p>(3) 仮に、いまから学校を新設するとなれば、準備から竣工まで最短で何年で、総工費はどれくらいか？</p>		
答弁者	子ども部長・教育担当部長		

(子ども部長)

小枝議員の幼稚園で定員を超えた場合の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、幼稚園で定員を超えた場合の子どもへの順位づけですが、幼稚園において定員を超える申し込みがあった場合には、千代田区立幼稚園使用条例施行規則に基づき順位を決定します。入園の 3 年以前から申込日の間、引き続き通園区域内に居住する期間が長い世帯、すでに兄弟姉妹が通園している幼児から順に入園のご案内を行っております。希望園に入園がかなわなかった方には、余裕のある他の公立幼稚園、認定

子ども園（短時間）を紹介しております。

担当レベルの苦勞ですが、なかなか区域ごとの幼稚園の希望者を把握することが難しく、さらに定員を超えた園を希望し、その園に入れなかった保護者の対応には、苦慮しております。

また、学区域の幼稚園に入れないということは、あまり好ましいことではないと考えております。千代田区の場合は、すべての幼稚園が小学校に併設されているため、小学校も含め、区全体でどのような対応をしていくか、なるべく早く検討してまいります。

（教育担当部長）

小枝議員のご質問のうち、麴町小学校の施設改修などに関するご質問について、お答えします。

麴町小学校は、平成 15 年に竣工しました。竣工当時の学級編成は 12 学級で児童数は 329 名でした。当時は児童の減少傾向が続いていましたので、施設整備にあたっては、普通教室 12 教室を基本に、14 教室まで対応可能な設えとしました。

その後、麴町小学校の児童数は、増減を繰り返しながら少しずつ増加し、平成 27 年度以降、急激に増加してきました。そこで、平成 27 年に、2 階コンピュータ室、また 2 階図書閲覧室の一部を、平成 28 年に、2 階事務室などの管理諸室部分を、昨年度末に、ランチルームの一部をそれぞれ普通教室として使用できるよう改修し、現在は、19 学級まで対応できる状況となっています。

学校では子ども達の声も聞きながら様々な工夫をして指導を続けており、施設改修により必要な指導ができなくなったということはないと認識しております。

さらなる改修の可能性を含めた児童数増への対応につきましては、現在、多様な角度から検討しているところでございます。

次に、九段小学校及び和泉小学校の実態を把握しているかのご質問ですが、教育委員会では当然に学校の実態把握に努めております。

最後に、学校新設の想定につきましては、個々具体的な状況により異なるものであり、一概に申し上げることはできません。

自民	桜井 ただし 議員	一般質問	12
質問要旨	今後の小学校整備について ①今後の区全体の児童数の推移について ②児童数の増加に伴う学校整備について ③麴町小学校は今年 18 クラス。図書室や会議室などをつぶしてまで対応してきたが学校施設の再整備は喫緊の課題。抜本的な解決方法は？		
答弁者	教育担当部長		

本区における児童増の特徴として、特定の地域でのみ急激に増加しているのではなく、区内の様々な地域で児童が増加していることがあります。ここ数年は、麴町小学校、九段小学校、富士見小学校において児童の増加が顕著でしたが、今後は、和泉橋地区においても児童が増加していくと考えています。

次に、児童の増加に伴う学校施設整備についてです。

区内の様々な地域で児童が増加していくことが想定される中で、学区域ごとのごく狭い範囲での具体的な児童数の推計は非常に困難ですが、可能な限りにおいて今後の児童数の把握に努め、それぞれの学校の置かれた状況の中で適切な教育環境となるよう、地域特性や制約条件を考慮し、創意工夫をしながら学校施設の整備を進めてまいります。



麴町小学校につきましては、これまで諸室の改修を重ねながら対応してきましたが、今後も児童の増加が見込まれているところです。より大きな改修やその他の可能な方法としてどのようなものがあるのか、手段を限定することなく、全庁的な協力を求めながら早急に検討を進め、対応して参ります。

## 令和2年度 子ども部予算編成方針と主要事業

### ◆予算編成方針

地域・家庭・学校(園)のすべての大人が子どもを共に育て、自らも育つ「共育」の理念をもち、子ども一人一人の健やかな育ちと学びができる教育環境をつくとともに、保護者が責任と安心、ゆとりをもって子育てする喜びを感じられるよう支援します。

### ◆主要事業

(単位:千円)

「ちよだみらいプロジェクト—千代田区第3次基本計画2015—」における施策の目標	令和2年度 要求額	令和元年度 予算額	増減額
予算事業名			
<b>保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます</b>			
病児保育室事業	42,316	0	42,316
病児保育室の整備・運営により、保護者の就労等への支援を行います。			
私立保育所等運営補助	3,704,144	2,876,075	828,069
私立学童クラブ運営補助	609,112	556,975	52,137
私立保育所等整備補助	1,119,355	1,352,571	△ 233,216
<b>安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりを進めます</b>			
子ども健やか育み事業	45,106	43,836	1,270
要保護児童等への見守りと支援を行い、児童虐待予防に努めます			
障害児ケアプラン	19,896	20,222	△ 326
こども医療費助成	411,152	375,841	35,311
次世代育成手当	112,158	116,955	△ 4,797
地域子育て支援事業運営補助	64,334	64,334	0
<b>他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます</b>			
心の教育の推進	8,400	7,506	894
いじめの把握や不登校の未然防止に係るアンケート等により早期対応に努めます			
個に応じた指導の充実	125,744	100,616	25,128
<b>グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます</b>			
国際教育の推進	48,095	45,070	3,025
外国語教育の教科化を見据え、授業時数の増に対応できる環境を整備します			
特色ある教育活動	71,359	65,114	6,245
I C T教育の推進	284,018	294,679	△ 10,661
<b>児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます</b>			
お茶の水小学校・幼稚園の整備	1,027,185	1,147,250	△ 120,065
新校舎工事に着手し、整備を着実に進めていきます			
和泉小学校・いずみこども園施設整備調査検討	7,094	6,958	136
子どもの遊び場確保の取組み	88,342	84,185	4,157

令和2年度 区立幼稚園・こども園（短時間）新入園児 申込結果【二次選考後】

令和元年11月26日

園名	新3歳児申込受付分								新4歳児申込受付分						新5歳児申込受付分					
	定員	上:区域内 下:区域外	申込者数 計	落選者数	辞退者数	二次選考 内定者	合計内定 者数	名簿登録 者数	入園 可能数	上:区域内 下:区域外	申込者数 計	内定者数	辞退者	名簿登録 者数	入園 可能数	上:区域内 下:区域外	申込者数 計	内定者数	辞退者	名簿登録 者数
麴町幼稚園	35	32 3	35	0	0	0	35	0	-	-	-	-	-	4	5	0 0	0	0	0	0
九段幼稚園	35	25 0	25	0	0	5	30	0	6	2 1	3	3	1	0	-	- -	-	-	-	2
番町幼稚園	35	18 2	20	0	0	1	21	0	3	0 0	0	0	0	0	9	0 1	1	1	0	0
お茶の水幼稚園	20	11 1	12	0	0	1	13	0	20	0 0	0	0	0	0	19	0 0	0	0	0	0
千代田幼稚園	15	16 2	18	3	0	0	15	2	2	0 0	0	0	0	0	-	- -	-	-	-	2
昌平幼稚園	15	10 0	10	0	0	2	12	0	9	0 0	0	0	0	0	-	- -	-	-	-	0
いずみこども園	15	15 0	15	0	0	0	15	0	7	0 0	0	0	0	0	-	- -	-	-	-	1
ふじみこども園	25	32 2	34	9	2	2	25	6	8	-	0	0	0	0	-	- -	-	-	-	0
計	195	169	169	12	2	11	166	8	55	3	3	3	1	4	33	1	1	1	0	5

※ 入園可能数の「-」は、名簿登録のみ受付。名簿登録者のうち、新規登録者は九段幼稚園新5歳児1名のみ。それ以外は令和元年度からの継続登録者。

## 令和2年度学童クラブ入会について

### 1 学童クラブ

小学校に就学している児童の保護者が、就労等の理由により放課後の児童の養育ができない場合に、家庭にかわる生活の拠点として、適切な遊びや学びの場を提供し児童の健全な育成を図る。

### 2 入会できる児童

- (1) 第1順位 千代田区内に居住している児童
- (2) 第2順位 千代田区内の区立小学校に在学する、区外に居住する児童  
※学校内学童クラブの入会については当該の小学校に在籍する児童を対象とする。

### 3 開室日及び開室時間

- (1) 月曜日～金曜日 下校時から午後5時まで（時間延長午後7時まで）
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで  
※私立学童クラブは、夜間保育午後9時まで  
※日曜日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は休み

### 4 入会期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

### 5 費用

- (1) 育成料 月額 2,000円
- (2) おやつ代 月額 1,500円  
※育成料・おやつ代については、事情に応じて減額・免除の規定があります。

### 6 周知及び説明会

12月5日号の広報千代田及びホームページに掲載  
令和2年度学童クラブ説明会については児童館だより、千代田区ホームページにおいて11月下旬から周知開始するとともに、以下の日程で説明会を開催する。

- (1) 富士見地区 12月14日(土) 9:30～11:30 グローバルキッズ飯田橋学童クラブ4階ホール
- (2) 麴町地区 12月14日(土) 15:00～17:00 麴町区民館地下1階洋室A・B
- (3) 神田地区 12月14日(土) 15:00～17:00 神保町区民館2階洋室A・B

### 7 入会申込み受付期間及び提出書類等

- (1) 受付期間 令和2年1月6日(月)から2月1日(土)まで（日曜日・祝日を除く）
- (2) 受付時間 午前10時から午後5時まで
- (3) 受付場所 第一希望の学童クラブ
- (4) 提出書類 ①学童クラブ利用申請書 ②就労証明書  
※学童クラブ利用申請書は、12月5日(木)より各学童クラブで配付  
※1年毎の申請のため、現在入会している児童も、受付期間中に申し込みが必要

### 8 入会決定

学童クラブ入会決定基準表に基づき指数を算定し、指数の高い順に入会を決定する。

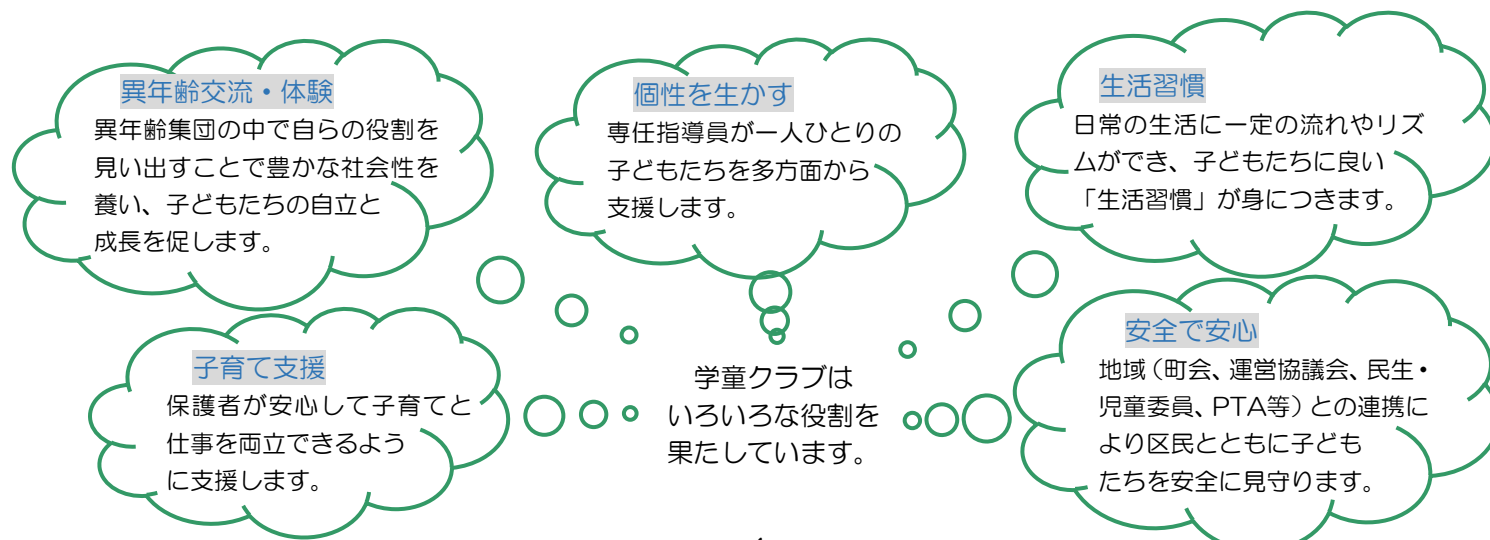
### 9 入会決定通知

令和2年2月28日(金)までに発送

# 千代田区内学童クラブ一覧表

	学童クラブ名(施設名) ※申請書の希望欄は青文字の名称で記入	受入児童数 ※1	所在地	電話番号
児童館併設	西神田学童クラブ(区立西神田児童センター内)	60人程度	〒101-0065 西神田2-6-2 西神田コスモス館3F	(5215)9062
	神田学童クラブ(区立神田児童館内)	60人程度	〒101-0021 外神田3-4-7 昌平童夢館5F	(3253)6021
	四番町学童クラブ(区立四番町児童館内)	60人程度	〒102-0081 四番町5番8	(3234)3084
	一番町学童クラブ(区立一番町児童館内)	60人程度	〒102-0082 一番町10	(3230)0867
	富士見わんぱくひろば学童クラブ 第2学童クラブ	70人程度 40人程度	〒102-0071 富士見1-10-3 富士見みらい館5F	(3263)1185
	いずみ学童クラブ1(いずみこどもプラザ内) 学童クラブ2(いずみこどもプラザ内)	35人程度 55人程度	〒101-0024 神田和泉町1 ちよだパークサイドプラザ6F	(3865)1462
学校内設置	アフタースクールこうじ町(麹町小学校内)	60人程度	〒102-0083 麹町2-8	(3556)9700
	アフタースクール番町(番町小学校内) 番町第二(番町小学校内)	40人程度 40人程度	〒102-0085 六番町8	(5213)3506 (5213)3571
	九段小学校アフタースクール(九段小学校内)	60人程度	〒102-0075 三番町16	(3263)0591
	アフタースクールお茶の水(お茶の水小学校内)	60人程度	〒102-0071 富士見1-1-6(仮校舎)	(6261)4505
	アフタースクールさくら(千代田小学校内) さくら第二(千代田小学校内)	70人程度 50人程度	〒101-0048 神田司町2-16	(5207)5800
夜間延長保育実施	麹町こどもクラブ	40人程度	〒102-0083 麹町3-2-3 エヌワンビル2・3F	(6261)0457
	ポピンスアフタースクール一番町	50人程度	〒102-0082 一番町10-8 一番町ウエストビル2F	(5275)2171
	二番町こどもクラブ	70人程度	〒102-0084 二番町2-1 二番町TSビル4F	(3221)0012
	グローバルキッズ飯田橋学童クラブ1 学童クラブ2	50人程度 50人程度	〒102-0071 富士見2-14-36 富士見ウエスト4F	(3556)3331 (6261)5808
	キッズクラブ神田	50人程度	〒101-0047 内神田1-10-9 MIIビル1F	(3233)3677
	東神田らる学童クラブ	40人程度	〒101-0031 東神田1-6-4 ロイジェント東神田1F	(5829)4801

※1 受入児童数：学童クラブに入会可能な児童数の目安



## 令和2年度

教育委員会資料  
令和元年12月10日  
児童・家庭支援センター

# 千代田区学童クラブ入会のしおり

## 1 学童クラブとは

### (1) 家庭にかわる生活の拠点

- 学童クラブは小学校に就学している児童を対象に、保護者が就労等の理由により放課後の子どもの養育ができない場合に、家庭にかわる生活の拠点として、お子さんを一定の時間お預かりして、適切な遊びや生活の場を提供します。
- 日常生活に安定した流れやリズムを作れるように働きかけ、子どもたち自身がより良い生活習慣を身につけるように導きます。
- 学童クラブでの生活や遊びを通して、異年齢集団の中で役割を果たせるように社会性を育て、子どもたちの自立と成長を促します。

### (2) 子どもたちの心身を健康に保つ、安全・安心な生活の場

- 子どもたちの心身両面にわたる健康状態を把握し、日常生活の中で病気や怪我に対する予防や指導をします。
- 防災訓練を通して、子どもたちに事故や災害に対する心構えや、災害発生時の行動について指導します。
- 防犯訓練を通して、子どもたちが不審者等に遭遇した場合の身の処し方を学び、事件に巻き込まれないための安全指導に努めます。

### (3) 保護者と共に、子どもの成長を支えるパートナー

- 子ども一人ひとりの様々な悩みや課題について保護者とともに考え、解決するため、個人面談を実施するとともに、随時相談に応じます。
- 『連絡帳』や電話等により保護者と日常的に連絡を取り合うとともに、行事や子どもたちの様子についてお知らせするために、毎月「学童クラブだより」を発行します。
- 保護者と共に、子どもたちの来所・帰宅時の安全確保について指導に努めます。

## 2 学童クラブの特徴

### (1) 児童館に併設されている学童クラブ

児童館に併設されているため遊ぶ環境が整っています。各種の行事、体操や工作などのクラブ活動に参加することもできます。

### (2) 学校内に設置されている学童クラブ

学校内に設置されているため学童クラブへの移動が容易です。設置されている小学校に通っている児童のみ入会することができます。各施設が工夫して行事や活動を催しています。

### (3) 夜間延長保育を実施している学童クラブ

午後9時までの夜間延長保育を実施しています。各施設が工夫して行事や活動を催しています。

### 3 入会できる児童

(1) 区内在住の小学生

(2) 区立小学校に在学する小学生

※ただし各学童クラブの受入児童数の空きが残り3人となった時は区民枠となるため、区内に在住していない児童の入会はできません。

※同居の家族その他の者が放課後等において、児童の養育ができる場合は利用できません。

### 4 保育日及び保育時間

【区立学童クラブの場合】

○月曜日～金曜日 下校時から午後5時まで

○時間延長 月～金の午後7時まで

○土曜日 午前9時から午後5時まで

\* 夏休み等の学校休業日は午前8時15分から実施します。

\* 日曜日、祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

施設により保育時間に違いがありますので、「学童クラブのご案内」にてご確認ください。

※「学童クラブのご案内」は、区ホームページ

(<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/jidocenter/index.html>)からダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合、各学童クラブにご相談ください。

### 5 入会期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

\*学童クラブは、毎年度申込みが必要です。

### 6 費用

(1) 育成料 月額 4,000円(ただし、当分の間2,000円)

\*育成料には、減額・免除の規定があります。

対象	きょうだいが入会している場合	
	2人目から半額に減額	
	生活保護世帯	免除
	利用する年度の住民税が非課税の世帯	免除
	利用する年度における就学援助受給者	免除

(2) おやつ代 月額 1,500円

\*おやつ代には、区内在住の方に限り免除の規定があります。

対象	生活保護世帯	免除
	利用する年度の住民税が非課税の世帯	免除
	利用する年度における就学援助受給者	免除



(3) 早朝・夜間保育(麴町こどもクラブ、ポピンズアフタースクール一番町、二番町こどもクラブ、グローバルキッズ飯田橋学童クラブ1・2、キッズクラブ神田、東神田らる学童クラブ)

育成料 月額 3,000円(減免制度はありません)

\*夜間保育を行う学童クラブでは、希望に応じて夕食の提供(1食500円)があります。

\*早朝保育は小学校長期休業期間のみの実施です。

### 7 入会申込み受付期間及び提出書類等

(1) 受付期間

令和2年1月6日(月)から2月1日(土)まで

(ただし、日曜日・祝日を除く。)

(2) 受付時間 午前10時から午後5時まで

(3) 受付場所 第一希望の学童クラブ

(4) 提出する書類

① 学童クラブ利用申請書(第1号様式)

○千代田区内学童クラブ一覧表の中から、第3希望までご記入ください。

② 就労証明書(第2号様式)

○保護者1名につき1通ご提出ください。

③ 個人事業主の方:自署した就労証明書と、現に事業を行っていることを証明できる書類を揃えてご提出ください。

○就労等により午後5時以降の時間延長を希望される方は、入会決定後に所定の申請書にてお申し込みください。

\*ご提出いただいた書類に記載されている個人情報については、学童クラブ事業実施以外の目的で利用することはありません。

\*入会の要件に関する事項に虚偽の申告があった際は保育をお断りする場合があります。

\*申請書類は区ホームページ

(<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/jidocenter/index.html>)からダウンロードすることもできます。

(5) その他

○学童クラブ利用申請書と就労証明書の用紙は、12月5日(木)から各学童クラブにおいて配布します。

○現在入会している方も改めて申込みが必要です。

\*必ず受付期間中にお申し込みください。

○「身体障害者手帳」または「愛の手帳」をお持ちの方は、申請の際にお申し出ください。その他、特別な配慮が必要と思われる場合もご相談ください。

○前年度の育成料が、半年以上滞納となっている場合は申し込めません。

### 8 入会決定通知

入会の可否通知は、2月28日(金)までに発送します。



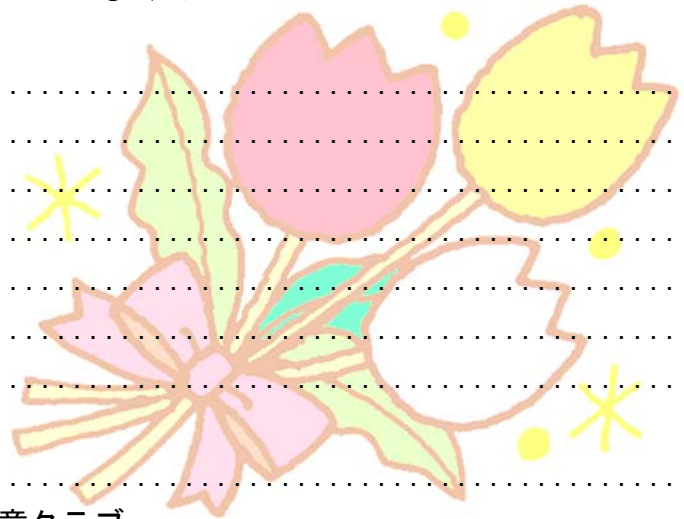
# 令和2年度 学童クラブのご案内



千代田区

児童・家庭支援センター

# もくじ



<b>1 学童クラブ入会案内</b>	
* 入会の申し込み .....	1
* 入会決定 .....	1
* 保育時間 .....	2
* 育成料 .....	2
* おやつ代 .....	2
* 夕食代 .....	2
* 休会日 .....	2
<b>2 学童クラブの一覧</b>	
①児童館併設学童クラブ .....	3
②学校内に設置されている学童クラブ .....	4
③夜間延長保育を実施している学童クラブ .....	5
<b>3 千代田区の学童クラブ紹介</b>	
①児童館併設学童クラブ	
・ 西神田学童クラブ .....	6
・ 神田学童クラブ .....	7
・ 四番町学童クラブ .....	8
・ 一番町学童クラブ .....	9
・ 富士見わんぱくひろば学童クラブ・第2学童クラブ .....	10
・ いずみ学童クラブ1・2 .....	11
②学校内に設置されている学童クラブ	
・ アフタースクールこうじ町 .....	12
・ アフタースクール番町・番町第二 .....	13
・ 九段小学校アフタースクール .....	14
・ アフタースクールお茶の水 .....	15
・ アフタースクールさくら・さくら第二 .....	16
③夜間延長保育を実施している学童クラブ	
・ 麴町こどもクラブ .....	17
・ ポピンズアフタースクール一番町 .....	18
・ 二番町こどもクラブ .....	19
・ グローバルキッズ飯田橋学童クラブ1・2 .....	20
・ キッズクラブ神田 .....	21
・ 東神田らる学童クラブ .....	22
<b>4 区内学童クラブ案内図</b> .....	23



## 1 学童クラブ入会案内

### 入会の申込み

#### ●入会申込みできるのは

- ◇区内在住の小学生
- ◇区立小学校に在学する小学生

※ただし、各学童クラブの受入児童数の空きが残り3人となった時は区民枠となるため、区内に在住していない児童の入会はできません。

※同居の家族その他の者が放課後等、児童の養育をできる場合は申込みできません。

#### ●申込み先

入会を希望する学童クラブ（令和2年度当初の申込みの際は、第一希望の学童クラブ）

#### ●申込み受付期間

学童クラブは、毎年度申込みが必要です。

◇令和2年度受付は、令和2年1月6日（月）から2月1日（土）（ただし、日曜日、祝日を除く）  
受付時間は、午前10時から午後5時まで

◇年度途中の受付は、3月2日（月）以降、随時行っています。空き状況により選考を行い、入会児童を決定します。

（詳細は、入会を希望される学童クラブへお問い合わせください。）

#### ●申込みの必要書類

##### ①学童クラブ利用申請書（第1号様式）

令和2年度当初の申込みの際は、申請書に学童クラブを第3希望までご記入ください。

##### ②就労証明書（第2号様式）

保護者1名について1通ご提出ください。

##### ③個人事業主の方：自署した就労証明書と現に事業を行っていることを証明できる書類をご提出ください。

上記①②の様式は各学童クラブで配布します。また、千代田区のホームページ  
<<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/jidocenter/index.html>>からもダウンロードすることができます。

\* 申請等でご提出いただいたすべての書類の記載内容に関しましては、「学童クラブ事業」のみで使用するものとし、「千代田区個人情報保護条例」の趣旨を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じます。

### 入会決定

#### ●入会の決定について

- ・定員を超えて申込みがあった場合は、区内在住の児童を第1順位、区立小学校に通学する区外に在住する児童を第2順位とし、その中でお子さんの学年や保護者の就労時間・時間帯を基本に、放課後における各家庭の保護者の状況を踏まえてそれぞれ入会順位を決定いたします。
- ・入会の可否通知は、2月28日（金）までに決定した学童クラブから発送いたします。

#### ●入会の期間

- ・単年度の申請です。令和2年度は令和2年4月1日～令和3年3月31日までの入会期間です。

## 保育時間

「2 学童クラブ一覧」のとおり

### ●基本保育

- ・下校時～17時までです。
- ・土曜日は、施設により保育時間が異なります。詳細は3ページ以降をご覧ください。

### ●延長保育（夕方保育 17時～19時）

- ・保護者の勤務時間に勤務地から学童クラブまでの所要時間を加えた時間が、基本時間を超えて利用する必要がある場合には、延長保育（夕方保育）を利用することができます。（一部の学童クラブは、土曜日未実施。）延長保育（夕方保育）を希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。なお、夕方保育に対する育成料はかかりません。

### ●夜間延長保育（19時～21時）

- ・「2 学童クラブ一覧 ③夜間保育を実施している学童クラブ」では、夜間延長保育を行っています。希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。

### ●早朝保育（7時～8時）

- ・「2 学童クラブ一覧 ③夜間保育を実施している学童クラブ」では、学校長期休業期間に早朝保育を実施しています。希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。

### ●学校休業日

- ・8時15分（一部の学童クラブは8時）からの利用が可能です。希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。

## 育成料

- ・育成料 月4,000円（ただし、当分の間2,000円）
- ・育成料には、減額・免除の規定があります。

①きょうだいが入会している場合	2人目から半額に減額
②生活保護世帯	免除
③利用する年度の住民税が非課税の世帯	免除
④利用する年度における就学援助受給者	免除

- ・早朝・夜間延長保育に関する育成料 月3,000円（減額・免除の規定はありません）

## おやつ代

- ・月額1,500円の実費負担。
- ・区内在住の方は、おやつ代免除の規定があります。（育成料の上記表②③④に該当の方）

## 夕食代

- ・1回500円。「2 学童クラブ一覧 ③夜間保育を実施している学童クラブ」では、夕食提供を行っています。

## 休会日

- ・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

## 2 学童クラブ一覧

### ① 児童館併設学童クラブ

児童館に併設されているため、遊ぶ環境が整っています。各種の行事、体操や工作などのクラブ活動に参加することもできます。

名称 ※申請書の希望欄には網掛名称を記入してください。	所在地/電話	受入児童数	保育時間				保育時間詳細	おやつ	夕食
			早朝	基本	夕方	夜			
西神田学童クラブ (区立西神田児童センター)	西神田2-6-2 西神田コスモス館 3F /5215-9062	60人程度					<b>*基本保育</b> ・放課後～17時 ・土曜9時～17時 ・学校休業日 8時15分～17時 <b>*夕方保育(月～金)</b> ・17時～19時		
神田学童クラブ (区立神田児童館)	外神田3-4-7 昌平童夢館 5F /3253-6021	60人程度							
四番町学童クラブ (区立四番町児童館)	四番町5-8 /3234-3084	60人程度							
一番町学童クラブ (区立一番町児童館)	一番町10 /3230-0867	60人程度							
富士見わんぱくひろば 学童クラブ (富士見わんぱくひろば内)	富士見1-10-3 富士見みらい館 5F /3263-1185	70人程度		○	○		<b>*基本保育</b> ・放課後～17時 ・土曜8時～17時 ・学校休業日 8時～17時 <b>*夕方保育</b> ・17時～19時	○	
富士見わんぱくひろば 第2学童クラブ (富士見わんぱくひろば内)		40人程度							
いずみ学童クラブ1 (いずみこどもプラザ内)	神田和泉町1 ちよだパーク サイドプラザ 6F /3865-1462	35人程度					<b>*基本保育</b> ・放課後～17時 ・土曜8時15分～17時 ・学校休業日 8時15分～17時 <b>*夕方保育</b> ・17時～19時		
いずみ学童クラブ2 (いずみこどもプラザ内)		55人程度							

## ②学校内に設置されている学童クラブ

学校内に設置されているため学童クラブへの移動が容易です。設置されている小学校に通っている児童のみ入会することができます。各学童クラブが工夫して行事や活動を催しています。

名称 ※申請書の希望欄には網掛名称を記入してください。	所在地/電話	受入児童数	保育時間				保育時間詳細	おやつ	夕食
			早朝	基本	夕方	夜			
アフタースクール こうじ町 (麴町小学校内)	麴町2-8 /3556-9700	60人程度					<b>*基本保育</b> ・放課後～17時 ・土曜8時15分～17時 ・学校休業日 8時15分～17時 <b>*夕方保育</b> ・17時～19時		
アフタースクール 番町 (番町小学校内)	六番町8 /5213-3506	40人程度							
アフタースクール 番町第二 (番町小学校内)		40人程度							
九段小学校 アフタースクール (九段小学校内)	三番町16 /3263-0591	60人程度		○	○			○	
アフタースクール お茶の水 (お茶の水小学校 仮校舎内)	富士見1-1-6 /6261-4505	60人程度							
アフタースクール さくら (千代田小学校内)	神田司町2-16 /5207-5800	70人程度							
アフタースクール さくら第二 (千代田小学校内)		50人程度							

③夜間延長保育を実施している学童クラブ

21時までの夜間延長保育を実施しています。各学童クラブが工夫して行事や活動を催しています。

名称 ※申請書の希望欄には網掛名称を記入してください。	所在地/電話	受入児童数	保育時間				保育時間詳細	おやつ	夕食
			早朝	基本	夕方	夜			
麴町こどもクラブ	麴町3-2-3 エヌワンビル 2・3F /6261-0457	40人程度					<b>*基本保育</b> ・放課後～17時 ・土曜8時～17時 ・学校休業日8時～17時 <b>*早朝保育</b> <u>学校長期休業期間のみ</u> ・7時～8時 <b>*夕方保育</b> ・17時～19時 <b>*夜間保育</b> ・19時～21時		
ポピンズアフター スクールー番町	一番町10-8 ウエストビル 2F /5275-2171	50人程度							
二番町こどもクラブ	二番町2-1 二番町TSビル 4F /3221-0012	70人程度							
グローバルキッズ 飯田橋第一学童クラブ	富士見2-14-36 富士見ウエスト 4F /3556-3331	50人程度	○	○	○	○		○	○
グローバルキッズ 飯田橋第二学童クラブ		50人程度							
キッズクラブ神田	内神田1-10-9 MIIビル 1F /3233-3677	50人程度							
東神田らる学童クラブ	東神田1-6-4 ロイジェント 東神田1F /5829-4801	40人程度							



# 西神田学童クラブ

開設：昭和47年5月2日（平成11年11月15日移転）  
設置経営主体：千代田区

神保町の本町通り近くに、また近隣に大学が点在する学生街の一角で、道路を挟んで、西神田公園があり、環境的にも、恵まれています。旧西神田小学校跡地に立地し、児童センターと併設の学童クラブです。



学年を越えて関わる集団遊びを体験する小学生タイムや体操・卓球などのクラブを実施しています。



図工や陶芸、茶道等の体験活動も豊富です。地域やボランティアさんと交流できる様々な行事も子どもの豊かな育ちを支えます。



## 学童クラブの生活

下校後、宿題・おやつ等学童クラブの生活だけでなく、児童センターの各部屋活動に自由に参加できます。また、遠足や誕生会、お楽しみ会等楽しい行事も盛りだくさんです。

児童館併設の学童クラブならではの良さを生かし、乳幼児期から18歳までの利用者、大学生のボランティア、地域の皆さん等いろいろな世代の方々と関わるすることができます。広い体育室・ロフトが楽しいプレイルーム・一輪車のできる屋外遊戯場・たっぷり製作ができる図工室・中高生のバンド練習にも使える音楽室等、広々と充実した施設の利用ができます。児童館と学童クラブ、それぞれの専任指導員が連携して、一人一人の子どもたちを多方面から援助します。体育室では小学生タイムを実施し、学年を越えたあそびの経験を大切にします。安全・安心を第一に、地域（運営協議会・町会・民生児童委員・青少年委員・更生保護女性会・安全安心見守り隊等）との連携により、子どもたちを安全に見守ります。保護者の方が、子育てと仕事を安心して両立できるよう支援します。必要に応じて、様々な機関と連携しています。

交通 JR水道橋駅徒歩5分

半蔵門線 都営三田線 都営新宿線神保町駅A2・3・4  
出口より徒歩7分





# 神田学童クラブ

開設：昭和47年9月1日  
設置経営主体：千代田区

神田学童クラブは、複合施設「昌平童夢館」（昌平小学校、昌平幼稚園、昌平保育園、まちかど図書館、神田児童館）5Fの「神田児童館」に併設されています。平成8年10月2日、現在の、活気あふれる街秋葉原に移転開設しました。公園に隣接しており、遊び場にも恵まれています。

「昌平童夢館」を核とした地域活動も活発で、地域の温かい目に見守られている学童クラブです。

## <学校と直結！安全・安心です！>

昌平小学校に在籍するお子さんは、放課後、同じ建物内の5Fに移動すれば学童クラブです。毎日、安心して通うことができます。学校と連携して、子どもたちを見守ります。

## <お子さんに合った居場所がきっと見つかります！>

「ただいま！」と帰ってくる学童クラブは、子どもたちにとって、放課後のお家。安心してくつろげる場所であることが大切です。様々なプログラムの中から、それぞれに合った過ごし方を見つけられます。

おやつ食べたら、屋上校庭で野球しよう！クラスの友達と約束してるんだ！！



「学び」で宿題終わらせて図工室に行こう！今日は何をつくろうかな？

## ★「放課後子ども教室」にも参加！屋上校庭でのびのび遊べます！★

放課後の子どもたちの居場所の一つとして、小学校において実施されている「放課後子ども教室」（学び・遊び・体験の各活動）にも参加が可能。広い屋上校庭で、毎日、のびのび遊べます。

## ★児童館の各種プログラムに参加！様々な体験ができます！★

遊戯室・図工室など、児童館の各部屋で、自由に遊べます。体操・図工・卓球・音楽などのクラブ活動、ゲーム会や児童館まつりなどのイベントにも参加できます。

## <多方面からの見守りで子どもたちの豊かな育ちを支えます！>



児童館や、「放課後子ども教室」のスタッフとも連携し、様々な場面で、多方面から子どもたちを見守ります。また、児童館には、乳幼児から中高生、保護者まで、毎日多くの方が来館します。学童クラブに入っていない学校のお友達とも自由に遊べます。このような、様々な世代の地域の人々とのかかわりを通じ、子どもたちの豊かな育ちを支えます。

## <保護者の皆さんの子育て・就労を応援！>

保護者の皆さんに安心して働いていただけるよう、連絡を密にし、子育ての悩みなど共有しながら、手を取り合ってお子さんの成長を見守ります。

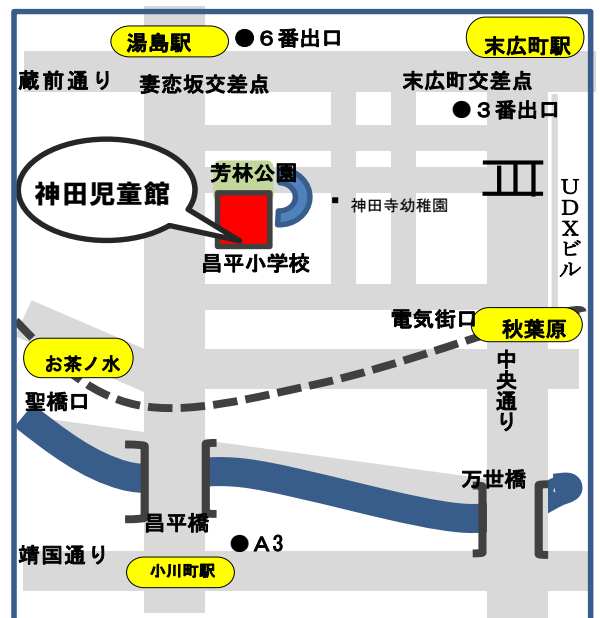
## <主な行事予定>

- ☆毎月のお誕生会 ☆季節のお楽しみ会
- ☆バス遠足（春・夏） ☆お昼づくりやおやつづくり
- ☆保護者会 ☆個人面談 など

\*この他にも、児童館の各種行事に参加します\*



- \* JR秋葉原駅 電気街口より10分 \* JR御茶ノ水駅 聖橋口より12分 \* 地下鉄銀座線末広町駅 3番出口より5分
- \* 地下鉄千代田線湯島駅 6番出口より7分
- \* 地下鉄新宿線小川町駅 A3番出口より12分





# 四番町学童クラブ

昭和55年12月15日開設 設置運営主体：千代田区

四番町学童クラブは、老朽化による施設の建て替えのため、新庁舎開設までの期間、仮庁舎に移転中です。現在の仮庁舎は、四番町児童館・保育園の合同庁舎で、学童クラブは、児童館内に併設されています。1階ワンフロアの、明るく利用しやすい施設です。

## 児童館併設ならではの！ 様々な体験ができます！！

### ★色々な遊びに挑戦！

遊戯室でドッジボールや鬼ごっこなど身体を思い切り使って遊んだり、集会室で本を読んだり、思い思いの工作を楽しんだり…学校や地域のお友だちと一緒に、自由に楽しく遊べます。

### ★クラブ活動に参加！

卓球、工作、ダンスなど、継続的なクラブ活動に参加することができます。卓球大会の出場など、様々な体験もできます。

### ★楽しい行事に参加！

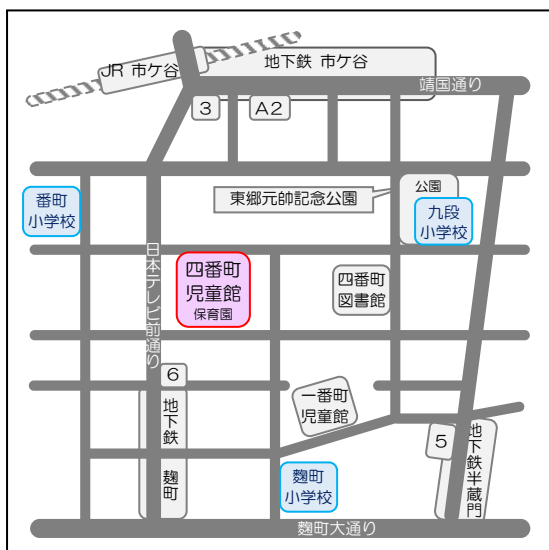
「じどうかんまつり」のスタッフになってお店屋さん体験をしたり、「観劇会」や「ゲーム会」、様々な行事に参加することができます。

★児童館に訪れる、乳幼児親子から中高生、地域の皆さん、様々な方々とのふれあいが、子どもたちの育ちを豊かにします。学校や関係諸機関ともしっかり連携、安心です。

### 学童クラブの行事予定



- ◇毎月の誕生会
- ◇季節のお楽しみ会
- ◇春・夏のバス遠足
- ◇夏休みのお昼づくり
- ◇保護者会
- ◇個人面談 など



### ほっとできる居場所

- ★子どもたちの「放課後のお家」をゆったり心地よく整えます。
- ★泣いたり笑ったり、けんかをしたり…子どもたちの生活の場では色々なことが起こります。児童館のスタッフと連携し、多方面から子どもたちの育ちを支えます。

### 保護者の就労・子育てを応援

- ★保護者の皆さんが安心して働けるよう、連絡を密にし、子育ての悩みなども共有しながら、共にお子さんの成長を見守ります。

JR総武線・有楽町・南北線・都営新宿線市ヶ谷駅より5分 有楽町線麴町駅より5分 半蔵門線半蔵門駅より10分





開設：昭和57年11月1日  
設置経営主体：千代田区

◆児童館の施設で自由に遊ぶことができます◆

一番町学童クラブは一番町児童館内の3階に併設されています。児童館は地下1階から地上3階の4フロアに分かれ、学童クラブ児童も自由に児童館内の利用ができます。児童館には、バスケットやバドミントン等ができる広い体育室をはじめ、図工室・図書室・音楽室・卓球室等があり、子どもたちの様々な遊びや活動が行える環境・設備が揃っています。各フロアには専任の職員が配置され、児童の安全を確保するとともに子どもたちに健全な遊びを提供しています。

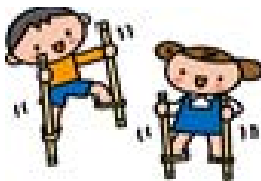
◆たくさんのお友達と交流し、いろいろな活動に参加できます◆

児童館併設の学童クラブの利点を活かし、学童クラブに在籍する児童だけでなく児童館を利用する小学生や幼児・中学生・高校生と年齢・学年を超えた交流ができます。又、児童館が実施する行事や、体操クラブ・図工クラブ・卓球クラブ等のクラブ活動への参加もできます。児童館では様々な親子事業も行っており、子どもだけでなく親子で児童館を利用することができます。区立児童館では千代田区が実施する各種子育て支援サービスや区民向け事業との連携や情報提供を行っており、区民サービスを身近に感じることができます。

◆一番町学童クラブの主な行事予定◆

- 4月 ★入学進級お祝い会 保護者会
- 5月 ★こどもの日行事
- 6月 個人面談
- 7月 夏休みお昼作り
- 8月 夏休みお昼作り
- 12月 ★じどうかんまつり

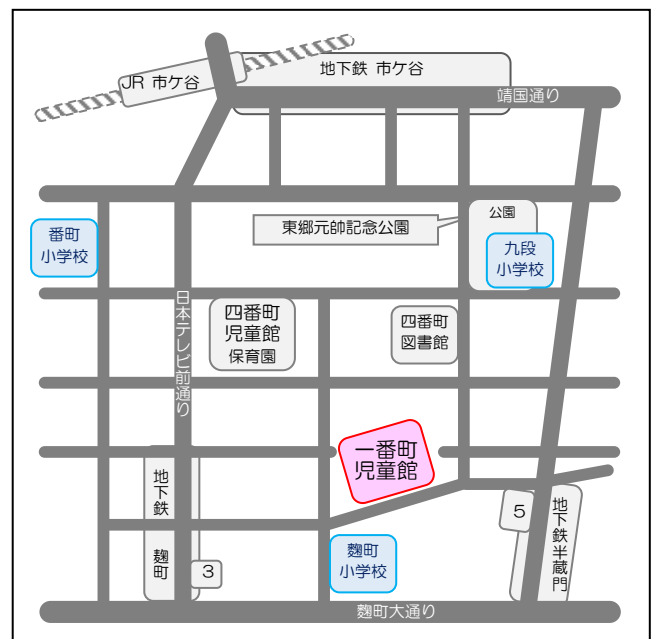
- 1月 保護者会
- 2月 ★異世代・地域交流会
- 3月 お別れバス遠足
- (★は児童館行事です。)
- ほかに毎月 誕生会
- 年2回 バス遠足
- 観劇会、コンサート等の児童館行事にも参加できます。



◆周辺および地域◆

所在地はオフィスビルや学校等に囲まれ付近にはマンションや住宅が多いことから多くの区民の方が暮らす地域です。

- ・麴町小学校から徒歩3分
- ・番町小学校から徒歩10分～15分
- ・半蔵線半蔵門駅5番出口徒歩5分
- ・有楽町線麴町駅徒歩5分



# 富士見わんぱくひろば 学童クラブ ~学童クラブ概要~

## 【富士見わんぱくひろば 学童クラブの特徴】

学校から下校し、ホッと一息つけるようなアットホームな雰囲気大切に、その中でのびのびとお子様がお過ごせる環境作りに配慮しながら日々運営しております。また、お子様の「これ、やってみたい！」という好奇心を尊重し、職員とお子様为一体となって活動できるような学童クラブを目指しています。

## 【主な行事・活動】

毎月の行事としてお誕生日会を行い、集団活動を通じた自己表現や一体感を体験する機会を保障しています。長期休業である夏休みには、ランチ作りや遠足などの他、特別イベントとして学童クラブ芝生テラスでのバーベキューや館外でのナイトハイクなど1年を通じて季節感を重視した取り組みで、充実した時間を過ごせる行事を実施しています。

## 【児童館及び周辺地域の環境】

当学童クラブは富士見みらい館内の児童館に併設されており、創作活動・読書・運動と幅広い活動内容でお子さまの育成を促します。また、学童クラブのお子様も児童館プログラムへ自由に参加することが可能で、ダンスクラブや書道教室などが人気です。敷地内には富士見小学校が隣接しており、小学校から学童クラブへは安全に移動することができます。また小学校での放課後子ども教室とも連携し、安全な放課後の時間を保証しています。

## 【学童クラブ体制について】

平成26年度より富士見わんぱくひろば学童クラブは、従来の第1学童クラブ(定員70名)に新設した第2学童クラブ(定員30名)を加え、定員100名程度の学童として一体運営を行っています。

### ~令和元年度実施した主な行事~

- 4月 入学・進級おめでとう会
- 6月 親子スポーツ大会
- 7月 ナイトハイク&バーベキュー大会
- 8月 ランチ作り・遠足・学童フェス
- 11月 やきいも会
- 12月 年末お楽しみ会
- 3月 思い出遠足

【毎月】 誕生日会・避難訓練

保護者会は年度内に三回行なっています

## 富士見わんぱくひろば 学童クラブ ~所在地~

住所：千代田区富士見1-10-3  
富士見みらい館 5階  
TEL：03-3263-1185

### \* 交通案内 \*

- ◇JR・東京メロ・都営大江戸線  
飯田橋駅 徒歩8分
- ◇東京メロ・都営新宿線  
九段下駅 徒歩6分
- ◇風ぐるま  
富士見あんず館 徒歩5分



開設：平成22年4月1日  
経営主体：(株)ポピンズ



# いずみ学童クラブ



開設：平成 17 年 4 月 1 日

経営主体：(株)日本デイクアセンター

## ～特徴～

- ☆ちよだパークサイドプラザ（小学校・こども園・図書館等が併設された複合施設）の6階にある「いずみこどもプラザ(児童館)」内にあります。
- ☆クラブ室は3部屋あり、入会時に1室・2室・2室拡張室にクラス分けをして少人数(各部屋30人前後)での保育を実施しています。おやつや帰りの会等の時間以外は、学童室内はもちろん児童館内も自由に行き来でき、たくさんのお友達と遊ぶことができます。
- ☆児童館併設という利点を活かし、ロビーでは工作・読書・ボードゲームなど、ホールでは卓球やボール遊び・縄跳び・けん玉など、子どもたちが様々な遊びで楽しめるようになっています。
- ☆安全第一で、子どもたちの笑顔あふれる学童クラブを目指しています。



## ～主な行事予定～ ※児童館行事含

学童クラブ行事だけではなく、児童館行事にも参加でき、大きなイベントでは“子ども実行委員”をたてて子どもたちの積極性や感性を活かし、一緒に行事を作り上げていくことで達成感を味わうことができ自信につながっています!!

### ♪学童行事♪

- ・お誕生会（毎月実施）
- ・遠足（年2回：児童遠足・親子遠足）
- ・クリスマス会
- ・手作りおやつ(不定期)
- ・保護者会&交流会（年4回）
- ・個人面談（年2回）



### ☆児童館行事☆

- 4月：新1年生歓迎会
- 6月：あそびフェスタ  
(ニュースポーツや昔遊び体験)
- 12月：ゲーム村
- 毎月実施：
  - ・工作会・ゲーム会・料理会
  - ・アート・将棋
- クラブ活動：
  - ・卓球クラブ・ジャズダンスクラブ

## ～地域等周辺環境～

- ・秋葉原駅に近く、オフィスビルに囲まれながらも下町の雰囲気があり、神田祭で賑わう地域です。
- ・当ビル横には和泉公園があり、和泉小学校校庭や公園へ遊びに行くことができます。



## ～その他～

地域のお祭りや子ども縁日等への参加をさせていただいたり、当施設の行事にも地域の方々のご協力をいただいたりと交流を深めています。また、小学校の先生方と子どもたちに関する情報交換なども行っており、ご家庭・小学校・学童クラブの三者連携を大切にして子どもたちの成長を見守っていきます。



住所：千代田区神田和泉町1

ちよだパークサイドプラザ6階

TEL:03-3865-1462

～交通案内～

JR 秋葉原駅昭和通り口より徒歩 7 分

都営新宿線岩本町駅より徒歩 10 分

地下鉄日比谷線秋葉原駅出口1より徒歩 5 分





# アフタースクールこうじ町



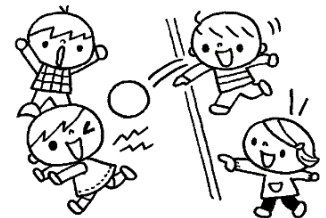
アフタースクールこうじ町は、

- 麹町小学校と同じ建物にあるので、下校後は戸外に出ることがなく安心して通うことができます。
- 保育中は小学校の校庭や体育館などを利用して、広々とした環境のもと、思いっきり身体を動かして走ったり、サッカーやキックベースなどのボール遊びができるのもアフタースクールこうじ町の特徴です。
- 放課後子ども教室（学び・遊び・体験）に参加しているお友だちとも一緒に遊ぶことができます。
- 小学校の先生方とも密接に連絡を取りあい、子どもたち一人ひとりの成長を大切に見守りながら保育にあたっています。

## ◆行事・プログラム◆

☆毎月の行事☆

- 誕生月の子を全員でお祝いする『お誕生会』
- 手作りおもちゃや家族プレゼントをつくる『作って遊ぼう』
- みんなで一緒にゲームや集団遊びを楽しむ『みんなで遊ぼう』



☆月行事以外の主な季節行事☆

- 入学進級おめでとう会
  - セタ
  - 遠足
  - お祭り
  - ハロウィンパーティー
  - クリスマス会
  - 節分
  - 記念集作り
  - 記念品作り
  - お楽しみ会など、季節に応じたプログラムも大切に考えています。
- アフターで過ごす時間が長い夏休み中などは子どもたちが楽しめるよう様々なイベントを企画しています。



## ◆その他◆

- 保護者会や個人面談等を通じ、保護者の皆さまのご意見・ご要望を積極的にお伺いしながら運営していきたいと考えております。
- 区内の有職者に第三者委員をお願いし、公正公平な立場からご意見を承りながら質の高い保育サービスを目指しています。

周辺はオフィス街、住宅街で静かな環境にあります。

半蔵門線半蔵門駅徒歩 3 分

有楽町線麹町駅徒歩 5 分



◇アフタースクール開設：平成15年4月1日

◇設置経営主体：社会福祉法人共生会

昭和21年事業開始，昭和34年法人認可

特別養護老人ホーム，夜間保育所，学童保育クラブ，児童養護施設，母子生活支援施設等11施設を運営



# アフタースクール番町・番町第二



## 1. アフタースクール番町・番町第二の特徴

番町小学校内B1Fにあるため戸外に出ることなく、いつでも安全に通うことができます。登所後は室内遊びの他にも校庭や体育館を使用することができるので、サッカーや一輪車などで思いきり体を動かすことができます。放課後子ども教室に参加しているお友だちとも遊ぶことができます。また、小学校内ということもあり、先生方と密接に連携をとりながら保育にあたっています。アフタースクール番町・番町第二は保育室が隣同士に設けられているので、お互いの保育室を行き来して友達と一緒に遊んだり、おもちゃの共有も可能です。

保護者会も年に数回設けています。保護者の皆様のご意見を参考に、より良い運営を目指しています。



## 2 主な行事・活動内容

月行事として「お誕生日会」、楽しいおもちゃや素敵なプレゼントを作る「作ってあそぼう」などがあり様々な体験ができます。他にも遠足や季節ごとの行事を企画して、子どもたちが楽しく通えるように工夫しています。

主な年間行事	
4月	入学・進級おめでとう会
7月	七夕会
8月	アフター縁日
10月	ハロウィンパーティー
12月	お楽しみ会
3月	お別れ遠足

## 3. その他

- ・区内の有識者に第三者委員をお願いし、公正公平な立場からのご意見を承りながら質の高い保育サービスを目指しています。

開設：平成17年4月1日（番町）

平成22年4月1日（番町第二）

設置経営主体：社会福祉法人共生会

（昭和21年事業開始，昭和34年法人認可）

児童養護施設、特別養護老人ホーム、母子生活支援施設

夜間保育所、学童保育クラブ等11施設を運営



※なお、令和3年度からは運営事業者が変わります。

JR・市ヶ谷駅徒歩7分、四ツ谷駅5分  
有楽町線・麹町駅7分  
半蔵門線・半蔵門駅徒歩10分

# 九段小学校アフタースクール

## アフタースクールの特長

### ◇ 学校内にある安心・安全な環境

アフタースクールの専用教室は九段小学校内 1 階にあります。  
放課後、教室から学校外に出ることなく安心して通うことができます。  
また、学校の先生方とも連絡を取り合い、様々な眼差しで子どもたちの成長を見守っています。

### ◇ 放課後子ども教室との一体型の運営

放課後子ども教室と連携して活動内容の企画・運営をしています。  
午後 5 時までは放課後子ども教室に参加している子どもたちと一緒にプログラムを行ったり、  
校庭や体育館で思い切り体を動かして遊んでいます。

### ◇ 好奇心や達成感を育む特別な体験

運動・工作・学びなど様々な分野のプログラムを企画しています。関わってくださる方はその  
分野の専門家の方や保護者の方など多様です。また、子どもたちの普段の様子を丁寧に見て  
子どもたちのやりたいことを放課後の時間に叶えることができるよう、  
スタッフがサポートしていきます。

放課後はゴールデンタイム！

## 活動の様子

### 4周年記念に校庭で記念撮影♪



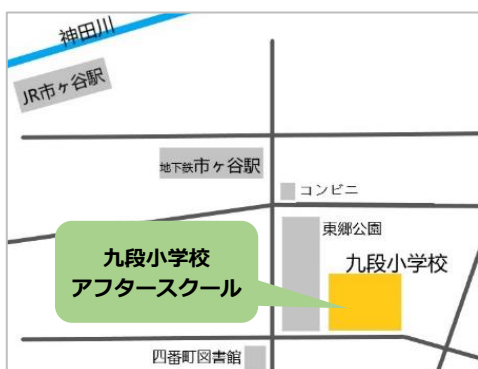
毎月みなんでお祝いする「お誕生日会」や季節の工作  
に加え、楽しいイベントを実施しています。

- 4月 新入生オリエンテーション
- 5月 手作りおやつ
- 6月 ピクニック
- 7月 水遊び、手作りランチ
- 8月 夏祭り、流しそうめん、水族館遠足
- 9月 4周年記念スライド上映
- 10月 ハロウィンパーティー
- 11月 動物園遠足
- 12月 クリスマスパティー など

※2019年度の  
主な活動内容です

～ その他 ～

- ★入所前 3月と 7月にお子さんの様子について、  
ご家庭とお話する個人面談を実施しています。
- ★活動報告や交流を兼ねた保護者会を開催して  
います。



### 九段小学校アフタースクール【平成 27 年 9 月 1 日開設】

住所：千代田区三番町 16 九段小学校 1 階

電話：03-3263-0591

交通：JR 総武・中央線、メトロ各線「市ヶ谷駅」徒歩約 5 分

### 経営主体：放課後 NPO アフタースクール

2009 年に法人化し、これまで首都圏を中心に 20 校のアフタースクールを開校。放課後の学校施設の活用や企業や行政と連携し、子どもたちの豊かな体験を創り出しています。





# アフタースクールお茶の水



## 1. アフタースクールお茶の水の特徴

- ①お茶の水小学校内地下一階にあるので、下校後は戸外に出ることがなく、安全に通うことができます。
- ②室内では、将棋や囲碁、オセロなどのボードゲーム、ルービックキューブやパズルなどの知育玩具や、数独や百マス計算などの学習教材を取り揃えており、子どもたちが様々な遊びや学習に、楽しく自主的に取り組める環境が整っております。
- ③小学校の校庭や体育館を利用し、野球やバレーボールなどの球技や、竹馬・縄跳びなど様々な遊びを通して、体を思い切り動かすことができます。
- ④子どもたちが「明日もまた行きたい!」と思ってもらえる、安心・安全・アットホームな学童クラブを目指しております。

## 2. 行事・プログラム

毎月の行事として、「お誕生日会」や「映画観賞会」、その他、季節ごとに様々な行事を企画し、子どもたちが楽しく通える工夫を心掛けています。



### 主な年間行事

- 4月 入学・進級おめでとう会
- 7月 セタ会
- 8月 塗り絵大会
- 10月 ハロウィンパーティー
- 12月 クリスマス会
- 1月 昔の遊び大会
- 3月 お別れ遠足

## 3. その他

学期ごとの保護者会、個人面談を行い、保護者の皆様のご意見・ご要望を積極的にお伺いし、小学校の先生方との連携も密に図り、より良い学童クラブを運営していきたいと考えております。



住所：千代田区富士見 1-1-6

※令和元年度9月に仮校舎へ引っ越しました。

TEL: 03-6261-4505 (アフタースクールお茶の水)

最寄：メトロ各線「九段下駅」徒歩8分

JR・メトロ各線「飯田橋駅」徒歩10分

設置経営主体：(株)エデュケーショナルネットワーク

# アフタースクールさくら・さくら第二



## 特徴

- ・小学校と同じ建物にある為、安心です。雨の日も戸外に出ることなく通えます。
- ・小学校の校庭や体育館などで、身体を動かすことができます。
- ・広い保育室があり雨の日も色々な遊びができます。
- ・小学校の先生方と密接に連絡を取りあいながら保育にあたっています。

## 行事・プログラム

毎月の行事… お誕生日会, 工作  
季節行事…



**春** 入学進級おめでとう会

**夏** セタ, お化け屋敷, 水遊び


**秋** 親子祭り, 映画会

**冬** クリスマス会, 節分, 記念工作, お別れ遠足, 卒業を祝う会



## 安心、安全を心がけたサービス

- ・保護者会、親子で参加する行事等を通じ、保護者の皆さまのご意見・ご要望を積極的にお伺いしながら運営していきたいと考えております。
- ・区内の有職者に第三者委員をお願いし、公正公平な立場からご意見を承りながら質の高い保育サービスを目指しています。

 オフィス街、商店街ですが公園に隣接し静かな環境です

◇交通・・・JR・銀座線神田駅徒歩5分、丸の内線淡路町駅徒歩4分

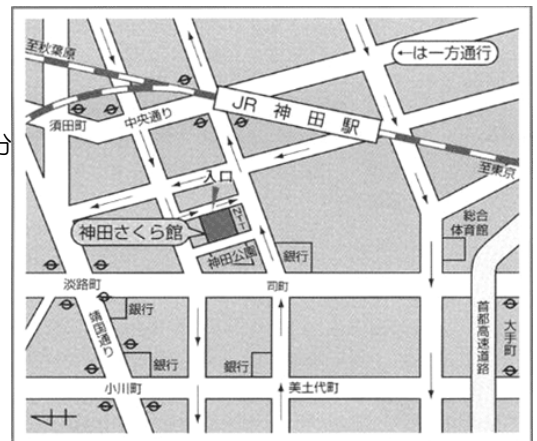
◇アフタースクール開設：平成14年4月1日

◇設置経営主体

社会福祉法人共生会（昭和21年事業開始、昭和34年法人認可）。

特別養護老人ホーム、夜間保育所、学童保育クラブ、

児童養護施設、母子生活支援施設等11施設を運営





# 麴町こどもクラブ

(株)日本保育サービスは、「子どもたちの笑顔のために…」を運営理念とし、子どもたちの安心と安全を第一に考え、利用児童の思い出に残る事業展開を目指しております。

麴町こどもクラブでは、1年生から6年生まで幅広い年齢の児童が通っています。年齢の違う子ども同士が関わりを持つことを利点として、学年を超えた縦のつながりを深め、相手を思いやる心が育つような育成をおこなっていきます。

## 施設の特徴

- ◎最長 21:00 までの延長保育を実施しています。(申請者のみ)
- ◎長期休業中は 7:00 からの早朝保育を実施しています。(申請者のみ)
- ◎長期休業中は麴町小学校の校庭に遊びに行きます。
- ◎長期休業中は地域の弁当屋に昼食を発注しています。(希望者のみ)
- ◎夜間保育時には夕食もご用意しております。いずれも、お子様の健康面に配慮したものを提供しています。



## 行事・プログラム

- ◎毎月の行事…誕生日会、映画会、工作会、季節の壁面工作。
- ◎体操講師による「体操プログラム」を実施します。室内でも身体を動かせるプログラムを考え、子ども達が汗を流す時間を設けます。
- ◎NPO法人「CANVAS」によるイベントを実施します。普段の生活ではできないような工作を通して創造力を磨きます。
- ◎職員や子ども達による手作りおやつなど食育を実施します。
- ◎(株)日本保育サービスが運営する「二番町こどもクラブ」「アスク二番町保育園」が徒歩5分程度の場所に位置しており、季節行事などで合同交流行事を実施します。
- ◎年2回の漢字検定を実施しています。合格に向けてサポートします。



## 年間行事予定

- |              |             |           |          |
|--------------|-------------|-----------|----------|
| 4月: レクリエーション | 5月: ゲーム大会   | 8月: クッキング | 9月: 遠足   |
| 10月: ハロウィン   | 12月: クリスマス会 | 1月: お正月遊び | 3月: お別れ会 |



【麴町こどもクラブ】 平成 30 年 4 月 1 日開設

住所: 千代田区麴町 3-2-3 エヌワンビル 2 階・3 階

TEL: 03-6261-0457

交通案内: 東京メトロ有楽町線 麴町駅 徒歩 3 分

東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅 徒歩 4 分

(設置運営主体: (株)日本保育サービス)

# ポピンズアフタースクール 一番町

学校から下校し、ホッと一息つけるアットホームな雰囲気の中、のびのびと過ごせる環境作りに配慮し運営しています。お子様の好奇心や「これやってみたい!」の気持ちを尊重し、お子様が主体となって活動を行う中でも友達を思いやりながら過ごせる環境作りに配慮しています。

## 施設の特徴

### 特別延長保育（夜間・早朝）、夕食提供の実施

19時～21時までの夜間保育や夕食提供（希望制）を実施しており、保護者の方が遅くなる場合も安心してお仕事が行えるよう支援いたします。更に、学校休業日（長期休業期間）には7時からの早朝保育も行っております。

### 兄弟姉妹ご一緒に送迎、乳幼児との異年齢交流

同ビル内にポピンズナーサリースクール一番町（認可保育園）、施設内に乳幼児いっとき預かり保育を併設しており、兄弟姉妹ご一緒に送迎を行うことができます。

また、乳幼児との様々な異年齢交流活動を実施しております。（仮装パレード、年末お楽しみ会など）

## 年間行事・プログラム活動

年間を通し、様々な行事を行っております。（右記参照）  
また、毎月お誕生日会や避難訓練を実施しております。

定期的にプログラム活動も行っております。

☆ 学習タイム …お子さま達が自主的に学習を行えるよう支援いたします。

☆ ダンスクラブ …ヒップホップダンスの講師による本格的レッスンを行っております。

☆ 運動あそび …周辺の公園（東郷公園など）や一番町児童館を利用させていただいております。

- 4月 入学進級おめでとう会
- 5月 保護者会
- 7月 保護者会、スイカ割り、おばけ屋敷
- 8月 昼食作り、縁日
- 10月 仮装パレード
- 11月 ミニスポーツ大会
- 12月 保護者会、年末お楽しみ会
- 1月 新年おめでとう会
- 3月 個人面談、思い出遠足

（元年度の主な活動内容です。2年度は変更になる可能性もございます。）

## その他

日頃のおやつはお子さまの健康面に配慮したものを提供しております。

夏休みには昼食作り、お誕生日会にはリクエストおやつ、クッキングでおやつ作りを行い、食に興味を持ちながら「楽しく、美味しく」を目標に、食育活動も展開しております。

住所：千代田区一番町 10-8  
一番町ウエストビル2階  
TEL：03-5275-2171

### ◆交通案内◆

東京メトロ有楽町線  
麴町駅 A3 番出口 徒歩 5 分  
東京メトロ半蔵門線  
半蔵門駅 5 番出口 徒歩 4 分



開設：平成 25 年 12 月 1 日  
経営主体：㈱ポピンズ

# 二番町こどもクラブ

## 1.特徴(独自のサービス事業)

### (1)施設面の特徴

- ・最長 21:00 までの延長保育実施(夕食提供あり)
- ・長期休業については、7:00 からの早朝保育実施
- ・(株)日本保育サービスが運営する「アスク二番町保育園」と同棟にあり、季節行事などで保育園児と交流。



### (2)行事・プログラムの主なもの

- ・季節行事(夏祭りは保育園との合同行事)・誕生日会・遠足(夏・春)・漢字検定・茶道教室



### (3)地域等周辺環境

- ・長期休業期間は近隣の小学校に遊びに行きます。ハロウィンイベントでは地域の方と交流します。

### (4)その他・アピール

- ・夕食は当社の調理師が担当します。安心・安全でおいしい食事を提供できるよう、より良い食物でより良い食事を提供することを心がけています。
- ・長期休業におきましては地域の弁当屋に昼食を発注しております。(希望者のみ)
- ・学習の習慣を身に付ける「こくごの時間」を実施し、学習をサポートします。



2.開設:平成 22 年 4 月 1 日

3.設置経営主体:(株)日本保育サービス

4.交通案内:東京メトロ有楽町線 麴町より徒歩 3 分

:東京メトロ半蔵門線 半蔵門より徒歩 7 分



### 年間行事予定 (※毎月:誕生日会)

4 月	レクリエーション	6 月	工作	7 月	夏祭り(保育園合同)・クッキング
8 月	すいか割り・漢字検定	10 月	ハロウィン・スポーツ大会	12 月	クリスマス会
1 月	書き初め	2 月	クッキング・漢字検定	3 月	遠足





# グローバルキッズ

GlobalKids 



## 飯田橋第一・第二学童クラブ

(株)グローバルキッズは、『子ども達の未来のために』を理念に掲げ、都内を中心に学童・児童館と保育園を運営する会社です。

子どもを中心とした活動を大切に、信頼関係を築きながら、毎日来たいと思える放課後の楽しい場所を目指しています。遊びだけでなく、他学年との交流や子ども主体のプログラム等を通して、ルールを守ることの大切さ、思いやりや感謝の心といった、社会における『生きる力』を育てていきます。

また『生活の場』と『遊びの場』を兼ね備えた【居心地のいい場所】を提供し、学校でも家庭でもない“第三の居場所”として、子ども達が元気でたくましく情操豊かに育っていくよう支援します。

### ★様々なプログラム

毎月ゲーム大会、工作週間、運動あそび、科学あそびやリズム表現等、様々な体験ができるよう企画しています。

### ★きれいな施設

子ども達が落ち着いて遊べる育成室と、元気に体を動かせるホールがあります。

ドッジボール等のボール遊び、大縄、縄跳びやフラフープ等、おもいきり体を動かして遊べるホールが人気です。

### ★ダンス・英語

ダンスは専門の講師、英語はネイティブ講師と一緒に本格的に学ぶことができます。

### ★保育園との交流

同じ敷地内には弊社が運営する認可保育園『グローバルキッズ飯田橋園』と認定こども園『グローバルキッズ飯田橋こども園』があります。秋には3園合同の秋祭りの開催、イベント時や夕方の時間に学童クラブへ遊びに来てもらうなど、交流を楽しんでいます。

### ★さまざまな年間行事

毎月のお誕生会、避難訓練をはじめ、ピクニックやハロウィン、クリスマスなどの年間行事があります。

また一日保育利用日には、おやつ作りや散歩等、生活に密着した体験もおこなっています。

### ★延長保育

最長 21 時まで延長保育を実施（19～21 時は有料）。夏休みなど長期休暇の平日は、朝 7 時からの保育利用（有料）やお弁当注文（事前に業者に登録し、各家庭から注文）が利用できます。

#### 《年間行事予定》

- 4月 新入生歓迎会
- 5月 ピクニック
- 6月 映画会
- 7月 七夕まつり・すいかわり
- 8月 水遊び・お化け屋敷  
ランチ作り
- 10月 ハロウィンパーティー
- 11月 映画会・秋まつり
- 12月 クリスマス発表会
- 1月 伝承遊び
- 2月 節分
- 3月 進級お祝い遠足

行事を通じて、協同性や  
コミュニケーション力を育みます



# キッズクラブ神田

キッズクラブ神田では、就労等で放課後、家に帰っても保護者がいない家庭に代わり、適切な遊びや生活の指導をおこなう場所です。アットホームな雰囲気の中で、子どもたちが友達と一緒に遊びを楽しんだり、様々な経験をすることで、豊かな心や社会性・協調性を養います。

## キッズクラブ神田って?...

- ・遠足や工作、お誕生会やハロウィンパーティーなど楽しいプログラムをたくさん用意しています♪
- ・学校休業期間・土曜日保育等は、昼食の仕出し注文OK!!
- ・学びの支援も充実!! 宿題も自由勉強もOK!!



## 【年間行事】

- 4月 歓迎会 お花見
- 5月 保護者会
- 6月 七夕製作・交流会等
- 7月 保護者会・七夕まつり・
- 8月 夏休み遠足・手作り昼食会・工作
- 9月 お月見会
- 10月 ハロウィンパーティー
- 11月 交流会等
- 12月 クリスマス会・大掃除
- 1月 正月遊び・書初め大会
- 2月 節分・交流会
- 3月 ひな祭り・お楽しみ会(進級お祝い会)



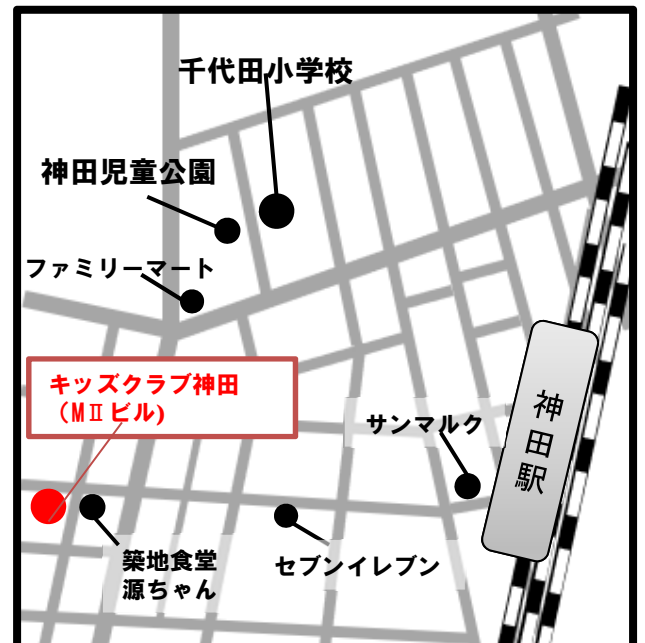
## 【特徴】

- 特別延長保育(夜間・早朝)・夕食提供(希望制)
  - ・19時~21時までの夜間保育
  - ・7時~8時までの早朝保育(長期学校休業日)
- 手作り昼食・手づくりおやつ
  - ・学校休業日等には、子どもたちとメニューを考え楽しみながら作ります。(週1回くらい)

## 問い合わせ先

特定非営利活動法人 三楽  
キッズクラブ神田

所在地：千代田区内神田1-10-9 MIIビル1F  
TEL：03-3233-3677 (平日13時~19時)





# 東神田らる学童クラブ



開設：2019年4月1日 経営主体：(株)日本ディケアセンター

## ～特徴～

☆マンション1階にある、開放的で明るい1フロア吹き抜けの広い部屋を活かし、子どもたちが快適に過ごせる環境づくりを行います。

☆室内での活動が中心になりますが、子どもたちのやってみたいこと、興味のあることを積極的に取り入れながら、行事の企画を行い、好きなこと・得意なことを見つけていけるような学童クラブ運営を行います。

☆「いずみこどもプラザ」と連携して、児童館へ遊びに行ったり、様々なイベントを通して交流を図っていきます。

☆みんなが家族(仲間)であり、団体行動を大切に、「快適に」「楽しく」過ごせて、「明日も来たい!!」と思える学童クラブ作りを目指します。

☆申請により、午後9時までの夜間延長保育を実施いたします。



## ～主な行事予定～

大きなイベントでは“子ども実行委員”をたて、子どもたちが主体となってルール作りや進行を行いながら、子どもたちの積極性や感性を活かし、一緒に行事を作り上げて、自信をつけてもらえるような取り組みを行いたいと思います!!

また、チョークアート等の講師の方を招き、普段できないアート体験企画も予定しています。



### ♪行事予定♪

- ・お誕生会
- ・遠足
- ・クリスマス会
- ・保護者会&交流会(年2～3回)
- ・個人面談(年2回)
- ・工作会
- ・ハロウィン

※いずみこどもプラザ大型行事にも参加予定

## ～その他～

・保護者会や個人面談を通して、保護者の皆様のご意見・ご要望を伺いながら、より良い学童クラブ運営を行っていきたくと考えております。

・子どもを真ん中にご家庭・小学校・学童クラブの三者連携を大切にまいります。

## ～アクセス～



### 住所:

千代田区東神田 1-6-4 ロイジエント東神田 1階

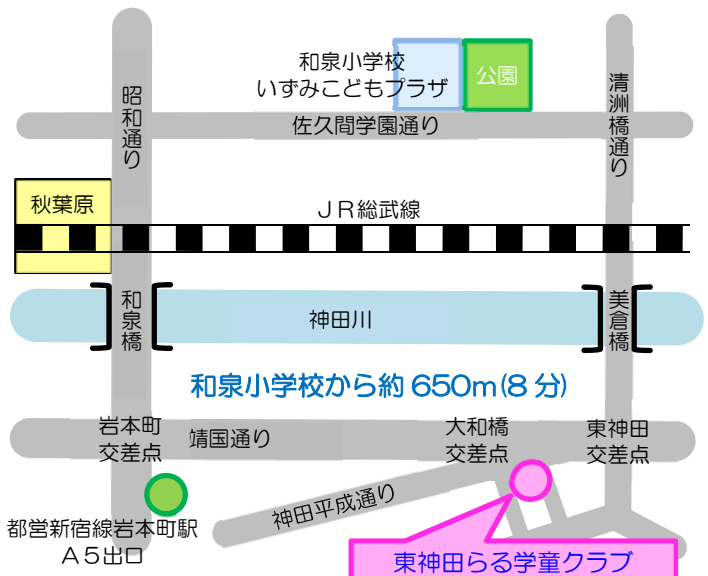
### 問合わせ先:

TEL.03-5829-4801 FAX.03-5829-4805

### ～交通案内～

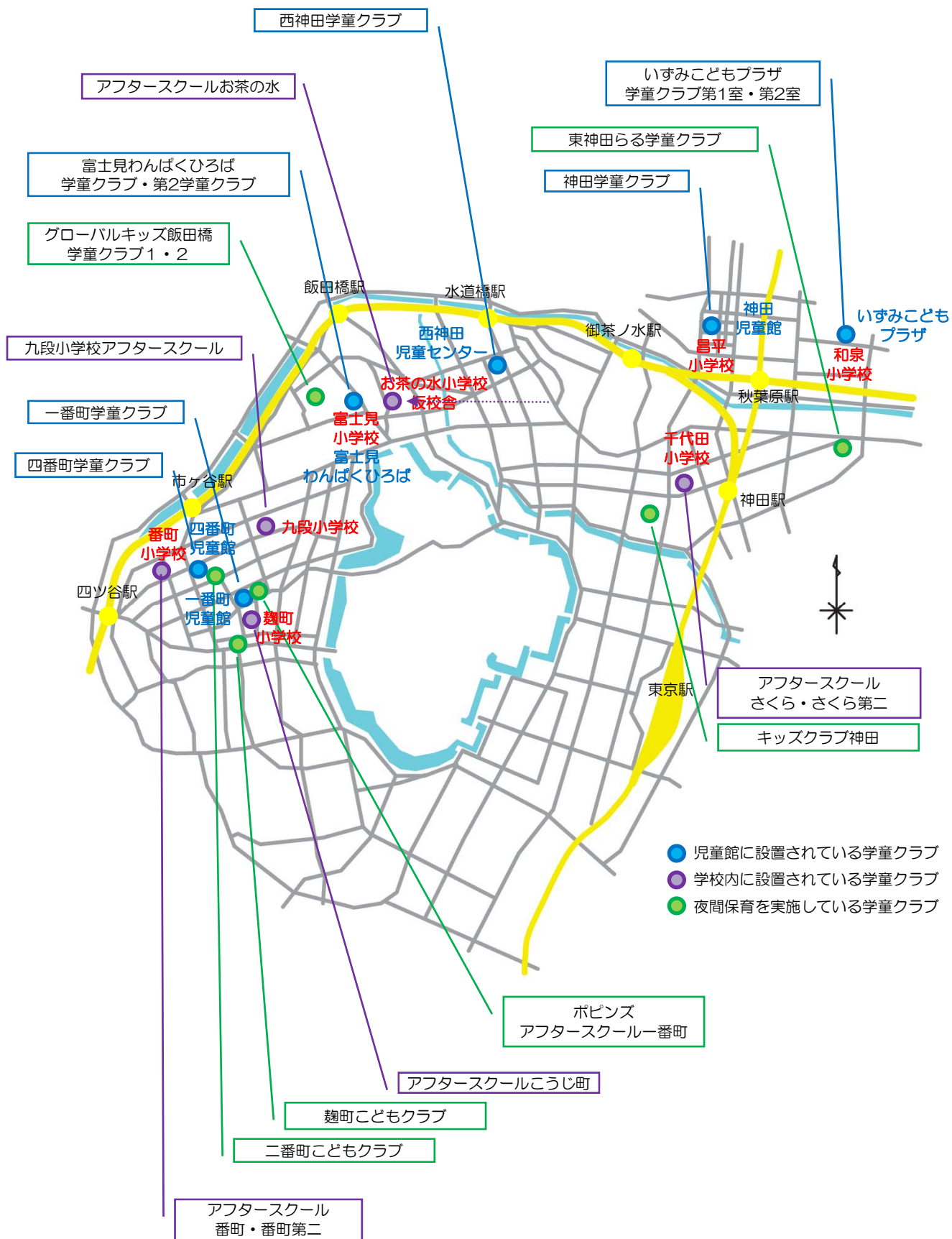
和泉小学校より徒歩 12分

都営新宿線岩本町駅(A5番出口)より徒歩 5分





# 区内学童クラブ案内図



# 児童・家庭支援センター案内図



〒101-0048 千代田区神田司町 2-16 神田さくら館6階

千代田区子ども部児童・家庭支援センター 子育て事業係 電話 03-5298-2424



# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年12月10日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
12	10	火	10:00~ 11:40~ 13:00~ 15:00~ 18:30~	ACTすこやか子育て講座 TGG(東京英語村) パン教室 教育委員会定例会 ◎ 青少年委員会第8回定例会	富士見わんぱくひろば 東京グローバルゲートウェイ(九段中等教育学校) あい・ぽーと麹町 教育委員会室 教育委員会室	教育委員出席
12	11	水	10:45~ 10:45~ 11:00~ 14:00~ 15:00~	指導課訪問 ◎ よちよちタイム(ベビーマッサージ) よちよちタイム(親子ヨガ) よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス) 観劇会	九段幼稚園 神田児童館 四番町児童館 あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町 四番町児童館	教育委員出席
12	12	木	10:00~ 10:30~ 11:30~	ベビーママの会② リトミッククラブ ひきがたりよみきかせ	神田児童館 西神田児童センター あい・ぽーと麹町	
12	13	金	15:00~	ちよだ絵本の会	西神田児童センター	
12	14	土	15:00~	小さなお茶会	西神田児童センター	
12	15	日	9:00~	日曜開放	四番町児童館	
12	16	月	10:00~	リトミック(2クラス)	あい・ぽーと麹町	
12	17	火	10:00~ 13:00~ 18:30~	ACTすこやか子育て講座 パン教室 子ども・子育て会議	富士見わんぱくひろば あい・ぽーと麹町 教育委員会室	子ども・子育て会議委員
12	18	水	10:45~ 14:00~	よちよちタイム(ベビーマッサージ) 工作クラス	四番町児童館 あい・ぽーと麹町	
12	19	木	10:00~	ふれあい体操	あい・ぽーと麹町	
12	20	金	10:45~ 11:00~	よちよちタイム(離乳食講座) なかよシタイム(クリスマス会)	四番町児童館 一番町児童館	
12	21	土	10:00~ 14:00~ 14:00~	おもちゃの病院 オリンピック選手を目指そう!! 大妻パネルシアター公演	あい・ぽーと麹町 西神田児童センター 西神田児童センター	
12	22	日				
12	23	月	10:00~ 11:00~ 11:00~ 14:00~	親子ヨガ 親子リトミック 幼児クラブ「合同クリスマス会」 ヘッドマッサージ	あい・ぽーと麹町 西神田児童センター 富士見わんぱくひろば あい・ぽーと麹町	
12	24	火	10:00~ 13:30~ 15:00~	ACTすこやか子育て講座 藍カフェライヴ 教育委員会定例会 ◎	富士見わんぱくひろば あい・ぽーと麹町 教育委員会室	教育委員出席
12	25	水	11:00~ 14:00~	よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス)	あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町	

# 教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
12	26	木	11:30~	ひきがたりよみきかせ	あい・ぽーと麴町	
12	27	金				
12	28	土				
12	29	日	7:30~	年末保育	西神田保育園	
12	30	月	7:30~	年末保育	西神田保育園	
12	31	火				
1	6	月	10:00~	リトミック(2クラス)	あい・ぽーと麴町	
1	7	火	18:30~	地球市民講座「ポーランドを知ろう」	区役所4階会議室	教育委員招待
1	8	水	11:00~ 14:00~	よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス)	あい・ぽーと麴町 あい・ぽーと麴町	
1	9	木				
1	10	金	10:00~ 10:30~	校園長会 子育てサポート利用会員登録説明会	教育委員会室 あい・ぽーと麴町	
1	11	土				
1	12	日	9:00~	日曜開放	四番町児童館	
1	13	月	16:00~	青少年委員会第9回定例会 ※成人の日のつどい終了後	会場未定	
1	14	火	10:15~	親子体操	西神田児童センター	
1	15	水	10:45~ 9:00~ 14:00~	よちよちタイム(親子ヨガ) 適性検査出願① おやこdeえいご	四番町児童館 九段中等教育学校 あい・ぽーと麴町	
1	16	木	10:00~ 9:00~ 10:15~ 10:30~ 11:00~	ふれあい体操 適性検査出願② 1・2歳児親子体操クラブ第2期① リトミッククラブ よちよちタイム(ベビーマッサージ)	あい・ぽーと麴町 九段中等教育学校 神田児童館 西神田児童センター 一番町児童館	
1	17	金	10:00~ 15:00~	親子ヨガ ちよだ絵本の会	あい・ぽーと麴町 西神田児童センター	
1	18	土	13:00~ 14:00~ 14:00~	新年お楽しみ会 新年おたのしみ会 新春餅つき大会	西神田児童センター 四番町児童館 富士見わんぱくひろば	

「広報千代田」  
12月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	1月10日(金)10時30分～11時30分	あい・ぽーと麹町(三番町7)	NPO法人あい・ぽーとステーション
2	児童・家庭支援センター	リラックスヨガ(第3期)	リラックスヨガで、心も体もリフレッシュする	1月20日～3月2日の毎週月曜(2/24を除く全6回)10時30分～11時30分	神田児童館遊戯室	
3	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム ノーバディーズ・パーフェクト」	お子さんと離れ、ママ同士で子育ての悩みや困りごとを話し、自分らしい子育て方法を見つける	令和2年2月5日～3月11日の毎週水曜(全6回)10時～12時	一番町児童館	
4	文化振興課	ポコラートvol.9全国公募展	障害者アート支援事業「ポコラート全国公募展」をアーツ千代田3331で開催	1月4日(土)～26日(日)	アーツ千代田3331	
5	文化振興課	昼休みコンサート	区民ホールで開催するお昼休みのコンサート	1月23日(木)12時～13時	区民ホール	
6	文化振興課	現代技術でよみがえる伝統木造建築	伝統建築を創造する手法と未来への継承を考える	2月28日(金)19時～21時	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館

# 「広報千代田」 12月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
7	文化振興課	文化事業の経費を一部助成(文化事業助成)	区内で活動する文化団体を対象に、公演や展示活動に係る経費を助成	申請受付期間=1月6日(月)～31日(金)予定		
8	文化振興課	千代田図書館 Web図書館講習会	電子書籍に興味のあるシニア世代向けに千代田Web図書館の利用方法を紹介	①1月14日(火)・21日(火)②1月16日(木)・23日(木)③1月28日(火)、2月4日(火)④1月30日(木)、2月6日(木)	千代田図書館第3研修室(区役所9階)	千代田図書館
9	文化振興課	区立図書館(室)臨時休館のお知らせ	蔵書の特別整理のため、千代田区立図書館(室)各館で臨時休館	日比谷図書文化館1月18日(土)～20日(月)ほか	区立図書館(室)	千代田図書館
10	文化振興課	内幸町ホール特選落語会【はなまるパフェ・鯉丸・一花二人会】 区民招待	内幸町ホール特選落語会【はなまるパフェ・鯉丸・一花二人会】に区民を招待	2月11日(火・祝)14時～	内幸町ホール	内幸町ホール
11	生涯学習・スポーツ課	暮らしを楽しむスペイン刺繍～かんたん本格小物づくり～	スペイン刺繍を使用し、日常で使える小物づくり講座を開催する	2月7日(金)・21日(金)、3月6日(金)(全3回)14時～16時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
12	生涯学習・スポーツ課	触れて・食べて・楽しもう!親子de自然体験	都心に広がる自然の中で、親子で野外活動を体験	①2月8日(土)10時～12時②2月29日(土)10時～14時	①北の丸公園ほか ②黒川青少年野外活動センター(川崎市麻生区黒川313-9)	九段生涯学習館

# 「広報千代田」 12月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
13	生涯学習・スポーツ課 生涯学習団体1日公開講座 サークル体験会(1月)	九段生涯学習館などで活動する区民サークルの開催		九段生涯学習館	九段生涯学習館
14	生涯学習・スポーツ課 千代田区卓球選手権大会(シングルス部)	区内在住・在勤・在学者、千代田区卓球連盟登録者を対象とした卓球大会	2月8日(土)9時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
15	生涯学習・スポーツ課 千代田区軟式野球連盟令和2年度の新規登録・更新受付	区内同一オフィスの勤務者または区内在住・在勤者で編成されたチームを対象とした連盟加入受付	1月22日(水)18時30分～	区役所4階402会議室	千代田区体育協会
16	生涯学習・スポーツ課 たのしくジャズダンス	15歳以上の方(中学生を除く)を対象に、ジャズダンス教室を開催する	1月28日～3月24日の毎週火曜(2月11日を除く全8回)18時30分～19時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
17	生涯学習・スポーツ課 キッズダンス(幼児・小学生クラス)	①4歳以上の未就学児②小学生を対象に、ダンス教室を開催する	1月28日～3月24日の毎週火曜(2月11日を除く全8回)①15～16時②16時15分～17時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
18	生涯学習・スポーツ課 たのしくフラダンス	15歳以上の方(中学生を除く)を対象に、フラダンス教室を開催する	2月2日～3月29日の毎週日曜日(2月23日を除く全8回)13時30分～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター

「広報千代田」  
12月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
19 生涯学習・スポーツ課	卓球教室	16歳以上の方(中学生を除く)を対象に、卓球教室を開催する①入門・初心者クラス②中級者クラス	2月3日～3月23日の毎週月曜(2月17日・24日、3月16日を除く全5回)①10時～12時②13時～15時	スポーツセンター	スポーツセンター
20 生涯学習・スポーツ課	スポーツセンター休館のお知らせ	スポーツセンターの年末年始及び設備点検による休館のお知らせ①年末年始休館②定例休館日③設備点検のため全館臨時休館	①12月29日(日)～1月3日(金)②定例休館日1月20日(月)③1月21日(火)～24日(金)	スポーツセンター	スポーツセンター

# 令和元年度 教育広報かけはし 掲載案

教育委員会資料  
令和元年12月10日  
子ども総務課

年3回発行

	112号 H29年6月16日発行	115号 H30年6月1日発行	118号 R1年6月20日発行
1	1	入園式・入学式特集	入園式・入学式特集
	2		
	3		
	4		
2	1	平成30年度次世代育成関連予算と主な事業	これまでのオリパラ教育の取組
	2		
	3		
	4		
3	1	いじめ問題特集	これまでのオリパラ教育の取組
	2		
	3	SNSのルールについて	
	4	学校説明会のお知らせ	
4	1	子どもの遊び場夏期の運用について	子どもの遊び場紹介
	2		
	3	新任校園長のご紹介 教育委員就任のご挨拶	
	4	教育委員会の開催状況	

	113号 H29年12月7日発行	116号 H30年12月6日発行	119号 R1年12月10日発行
1	1	各保育園の遠足の報告	Let's2020① (オリパラ教育)
	2		
	3		
	4		
2	1	中学校、中等教育学校の合宿紹介	子どもケアプランがはじまります！
	2		
	3	区立小・中・中等教育学校の紹介	CES活動の紹介
	4		
3	1	九段小学校・幼稚園新校舎竣工	ウエストミンスター受入報告
	2		
	3		教科書採択結果
	4		
4	1	学力調査、体力調査の結果から	学力調査、体力調査の結果から
	2		
	3	学校保健会だより	9月開設の認可保育所
	4	教育委員会の開催状況	教育委員会の開催状況

	114号 H30年3月8日発行	117号 H31年3月7日発行	120号 R2年3月 日発行
1	1	中学生東京駅伝大会	Let's2020② (オリパラ教育)
	2		
	3		
	4		
2	1	ウエストミンスター派遣報告	TGG（東京グローバルゲートウェイ）
	2		
	3	連合作品展	研究協力校園の発表
	4		平成31年4月開設の認可保育所特集
3	1	研究協力校園の発表	ウエストミンスター派遣報告
	2		
	3	児童館での子育て支援事業等紹介	連合作品展
	4	連合作品展	連合作品展
4	1	CES活動の紹介	中学生東京駅伝大会
	2	教育委員会の開催状況	CES活動の紹介
	3	学校保健会だより	教育委員会の開催状況
	4	行事予定表 (H30年4～3月)	行事予定表 (H31年4～3月)